

古代エジプトの州侯に関する一考察 (2)

西 村 洋 子

前号では称号からみた州侯の成長について述べたが、今回はエジプト社会のどのような特質がその成立要因となったのかを見てゆきたい。

2. ピラミッド市 (王の葬祭財団) での栄誉

ピラミッド市は神王の崇拜儀式のために第4王朝初代のスネフェルウ王から各代の王によって創設された。ピラミッド市は葬祭神殿、ピラミッドの修復作業にあたる職工達の村、王領地及び工房(per-shena)からなる。葬祭神殿には専任の神官達と、普段は労働をしている非常勤の神官達がいた。前者は「典礼司祭」(kherj-hebet)であり、唯一の真の神官職だった。後者は「神官」(hem-netjer)や「ウアブ神官」(wab)であり、「葬祭神官」(hem-ka)として供物を運び、前者が行なう葬祭儀式を補佐した。王領地はエジプト全土に散在し、ケンティシュ(khentj-sh)達によって耕作され、供物や神殿職員達の食料を供給した。王領地はそれが位置する州の行政の監督下にあるのではなく、それぞれ「地所の管理者」(heka-hwt)達によって管理された。工房はピラミッド市のみならずその他の神殿にも設置され、パン職人・醸造者・穀物計量人(nekhet kherw)・女織工達等がそれに所属する。ピラミッド市は古代エジプトにおいて経済の中心地であり、ニウセルレ王以降は、太陽神信仰に対抗するため、王の権力基盤としてますます重要視された。そのことは新しい村々の建設によるピラミッド市の地所の拡大に暗示されている。ピラミッド市は個々が独立した行政単位で、故王のピラミッド市は現王の支配を受けなかった。全ピラミッド市を統轄する行政組織は存在せず、それぞれは「ピラミッド市の長官」(imj-er njwt mer)達によって監督された。

ニウセルレ王以降現王のピラミッド市の管理者は宰相だった。同王の時代「ピラミッド市の長官」職に任命された宮廷理髪師ティの墓は、カナワティの研究によると、当時のマスタバの総面積の平均が $522m^2$ であるのに対し、内部の全床面積 $870m^2$ 、総面積 $1,274m^2$ であり、回廊・列柱室等を備えた非常に大きなマスタバであり、「ピラミッド市の長官」職の重要性を教えてくれる。彼は宰相ではなかったが、神官長の資格でこの官職に任命されたのだった。ペピ1世

王時代第8州アビュドスのクイは、ピラミッド名を添えずに「ピラミッド市の長官」の称号を持っており、それは名誉称号であると思われる。しかし現王の死後この官職は宰相から位階の低い官吏の手中に移った。ウニス王のピラミッド市の長官にはなつめやしの家の長官カテプが就任した。

宰相は、ピラミッド市の長官に任命される時、「神官の監督官」(sehedj he-mw-netjer)の称号も持った。この称号はテティ王以降宰相以外のところにも現われた。例としてテティ王の婿養子ネフェルセシエムプタハ、国庫長プタハシェプセス、第7州州長官イドウ・セネニ、上エジプト長官ウニ、南のドアの長官チャウティ、上エジプト長官ケス、將軍アヌ、穀倉長官イビとジャウ・シエマイ、工房長カバウイ等が挙げられる。これらの人々の中には有力な州長官の名もみられる。

第5王朝には現王のピラミッド市の「神官」の称号が栄誉として王子・宮廷職員・官僚達に与えられた。彼らの中には、それに加えて他のピラミッド市の「神官」や「ウアブ神官」の称号を持つ者もいた(表6参照)。彼らは王都での貢献の報酬としてそれを獲得し、物質的配給を受けた。彼らは王都メンフィスの守護神プタハの名を含む尊称「プタハの下で尊敬される者」(imakh kher Petch)を持っていたり、名前に王名を組み合わせたりしている。彼らは王の同意の下にこれらの神官職を子孫に遺贈した。ウセルカフ王時代に、王宮の家令でもあった第15州ティフナのハトホル女神神官ニカアネクは、神官職を息子達に譲るための王の勅令を獲得することに成功している。

また故王のピラミッド市の「神官」だった人々もいた。クフ王の「神官」にはケンティシユ局長官イミイセトカイ、ケンティシユの監督官カヒフ、ケンティシユ長官ネシケドゥ、宰相メルルカ達が、メンカウレ王の「神官」にはケンティシユの監督官カセジャとケヌが、カフレ王の「神官」にはネスウトネフェルがあげられる。

第6王朝末には第4王朝の諸王のピラミッドで本来の職務とは無関係の「神官」達が現われる。これは「神官」の地位が小官吏や宮廷職員への報酬として譲渡されたことを示す。例えば、第1供物長官かつ鳥の家の長官ルウジカ、牛の牧場の監督セヘテプ、レメヌカ、家令ネフェル、イイメリ、カドゥア、ドゥアレ等があげられる。

第5王朝末以降はピラミッド市の労働者達の子孫が「神官」の称号を持ち、このことはこの称号の地位の下落を示す。

ケンティシユは本来は身分の低い小作農であったが、ウニス王時代に突然「某王のピラミッドのケンティシユ」と自称する王都の高宮達が登場するに至って、その地位は急上昇した。テティ王以来ケンティシユの称号に加えて耕地

が榮譽として与えられた。例として、テティ王の婿養子ネフェルセシムプタハ、宰相メレルカ、テティメリ、使節の長官ニアंकペピ、国庫長ジャウとその母ネベト等^{③⑥}があげられる。ケンティシュは本来納税義務を負ったが、ペピ1世王のダハシュール勅令によって免税・免役されて以来、誰からも拘束されず、実質的に自由となった。ケンティシュの補充は彼らの子供達の中から行なわれるので^③、この地位は世襲されるということである。ケンティシュの地位は、この時代王が官僚達の扶養を保証する手段となった。つまり、このことは官僚達が物質的配給を待つのではなく、直接生産手段の耕地を持つことであり、ピラミッド市が本来のケンティシュ以外の人々によって耕作されることを禁じる王の勅令が無意味になることである。

「地所の管理者」は、前述の通り、ピラミッド市に付属する王領地を管理した。実際の仕事は地所の下僕達(djet)によって遂行されたが、「地所の管理者」は地所の収益権を持った。古王国末にはこの称号を持つ大多数の官僚が存在した。高官の部下は高官に割り当てられた地所の名目上の管理者としてこの称号を名乗った。王族は名目上の委任としてではなく直接の地主として認められた。例として第6州州長官イドゥ1世^⑩、第12州州長官イビ^⑪、第15州州長官メル・ベピ^⑫、テティアンク・イイエムヘテフ^⑬達^⑭があげられる。一つの州内の地所は全て「大地所の管理者」(heka-hwt aat)によって管理される。この称号は、前号で述べた通り、州長官の称号にもなった。

ピラミッド市以外の場所で榮譽を与えられた者もいた。第6王朝の諸王は自身の葬祭儀式を拡大するために、地方神殿内に自身の礼拝堂(hwt-ka)を配置した^⑮。例えばペピ1世王の礼拝堂は、ブバステイス^⑯、ザウイエト・エル・メイティン^⑰、クサエ^⑱、アクミン^⑲、アシュート^⑳、エルキャブ^㉑、メンフィス^㉒、ナカダ等^㉓にあった。礼拝堂は州行政から独立し、礼拝堂の神官の監督者達の中にも州長官はいない^㉔。彼らはまたもや王都との関連を示す称号を持つ。第3州エルキャブの2人の「神官の監督官」のグラフィティから、礼拝堂の神官達の神殿行政との関連は明らかである。第6王朝に地方神殿の御料地が私人墓の地所のリストに現われるのは、このような王の葬祭儀式の拡大をきっかけとしている(下記参照)。

以上見てきたような神官職の授与は、官僚達の養老制度あるいは供養に関わりがある。それ故次の節では彼らの財産について述べてみたい。

3. 官僚達の財産

第4王朝以前は官僚達は王宮で扶養されたが、その後の行政の膨張によって

官僚の数が増大したので、中央政府は地所、特にピラミッド市の地所を彼らに割りあてて扶養した。彼らは墓の中でこうして与えられた地所や村々の名前を列挙しているが、その数の多さがそれらからもたらされる租税の多さを示すことになる。これらの地所の中には彼らの存命中に彼らが使用したものと彼らの死後葬祭儀式のために使用されたものがある。

彼らは地所のリストのところに頻繁に「per-djet の村々と地所を監督する。」という注を書き添えている。建築家ネケブは「20年間彼に割りあてられた村(per-djet.ef)を管理した」^①兄を持つ。メチェチは次のように語っている。「(この墓を建てた全てのの人々—私は彼らを満足させた。)彼らは私が所有する私の村の(n per-djet.j)銅を使って仕事をした。私は彼らに服を与え、彼らの生計のために私の財産の一部(ta n per-djet.j)で扶養した。彼らはそのことに対して神に感謝した。」^②アスワンのある墓の中でエーデルが発見した器^③には「器物の中の物は彼に割りあてられた村から(m per-djet.ef)来る。」と書かれていた。これらの記述から割りあてられた畑・工房で作られた産物はペルジェットから産したとみなされていたことがわかる。ペルジェットは官僚に彼の官職に対して王から割りあてられるもの全てである。官僚の財産は相続財産・自己獲得物・神官職の禄・王の贈り物・ペルジェットからなり、ペルジェットは官僚の財産の大部分を占める。ペルジェットは官僚が任期の間のみ所有することができ、退任や違法行為があった時には再び取り上げられた。つまりペルジェットは決して彼らの私有財産とはならなかった。彼らにはその用益権もなく、それからもたらされる租税だけを得た。

官僚達の葬祭儀式のために使用される地所すなわち葬祭財団は、王が彼らに与えた村々^④と彼らの遺産をもとに創設された私設財団(die Privatgründung, la fondation privée)^⑤からなる。第4王朝から第5王朝の中頃にかけて、ギザに埋葬された官僚達が言及している地所の90%は第4王朝の諸王の地所であり、残りの10%は私設財団^⑥である。それぞれの私設財団は gereget (あるいは iret, inet, hwt ka) + 創設者名という組み合わせの名前を持つ。彼らの子孫は第5王朝の諸王の地所に全く言及していない。彼らの葬祭の費用は主として王の村々の租税から入り、私設財団は殆ど何の役割も果たさなかった(表7参照)。同時代サッカラに埋葬された、地所のリストを持つ官僚達は「卑しい」生まれから出世した人々で、王の村々の享有は少なく彼らの葬祭財団の大部分が私設財団である。彼らは王にならって自身の葬祭財団を築いた。それぞれの私設財団は、第4王朝から第5王朝初めまでは gereget (あるいは iret, inet, hwt-ka) + 創設者名 + 地誌上の形容辞という組み合わせの名前を、第5王朝以降は食物名(供物としての食物)^⑦ + 創設者名という組み合わせの名前を持つ(表8参照)。

セシムネフェル3世とイイメリはギザに埋葬されているが、彼らの地所の名前はサッカラの第5王朝以降の慣習に従っている。前者の地所の名前は「セシムネフェルのヘブネトパン」(hebnet Seshemnefer)であり、後者のは「イイメリの調理された大麦」(aget it Ij-merj)である。彼らは自身の葬祭財団の中に第5王朝の諸王の財団を持つ最初の人々である。またイイメリは墓に農耕仕事や工房の活動を描いたギザの西ネクロポリスの最初の人である。つまり彼らは伝統を捨て、新王朝と結合した代表的な人々である。

ギザでもサッカラでもイセシ王の治世に突然王の地所が多数官僚達のリストの中に現われる。このことはウニス・テティ両王の治世にも続く。例えばセネジウムイブ・インティ、セシムネフェル4世、プタハヘテフ、メルルカ、メフ、サブ達^⑩が挙げられる。そしてこれらの王の地所の大部分は下エジプトで発見される。イセシ王の地所は下エジプトに17、上エジプトに2、ウニス王のは下エジプトに15、上エジプトに4、テティ王のは下エジプトに35、上エジプトに3である。ペピ2世王のは私人墓からは全く知られない。

廷臣・貴族・官僚達は自身の権力下にある土地に自身の葬祭財団を設立した。それらは完全に彼らの私有地だった。彼らの収入はこれらの私有地から入ってきた。葬祭財団は、供物の供給をする以外に、未亡人や息子達に遺贈されたり、葬祭神官達への給料支払い^⑪に利用された。カフレ王の息子ニカウレはチュルウト村の4つ(?)の耕地を葬祭財団とし、残り全てを妻子に遺贈している。未亡人の扶養は財団の半分の賃貸により、彼女に委託される地所に関して夫の決定権が存在した。葬祭財団は主として耕地からなるが、家畜と人々も属した^⑫。

私設財団は第4王朝に王族以外の退職後の生活手段がない小官吏達にその設立を許され、ネフェリルカレ王以後中級官吏達のところを中心に多く現われた。葬祭財団を用意すべき人々の増大によって土地所有が次第に困難となってきた時は、王からの年金(wdjeb-red)が財団設立を保証した^⑬。故人の遺産は相続人とペルジェット管理局(diadjat net per-djet)^⑭によって管理された。王が官僚達に与えた地所や自然に生じた村も次第に彼らによって私有化されていったことは考えられるが、現在では証拠不十分である。

しかし、古王国末の中央行政の崩壊と国土の細分は葬祭財団全ての経済をストップさせたので、第1中間期の葬祭制度は経済的基礎が根本的に異なると思われる。

4. 葬祭制度

王の葬祭義務の官僚達への分担によって、彼らは来世での王と同じ生活を期

待するようになった。^①そのため彼らの葬祭上の世話の必要が生じた。彼らはピラミッド（王墓）周辺にネクロポリス（共同墓地）を築いた。彼らの世話は、王室経済だけではまかなえないので、王の葬祭財団（ピラミッド市）が設立され、そこからネクロポリス全体に供物が供給された。^②パレルモ・ストーン（年代記）には王の神々への土地・供物の寄進が記録されているが、それらの受取人の中に神々にまじって「某地の *baw*」あるいは「某地の *netjerw*」と呼ばれるグループが見られる。それは、ゲーディッケによれば、生前王に仕え、勤務の報酬として墓を与えられ、葬祭儀式を許された人々の集団であった。^③王の供物の受給資格者達は、王都メンフィス周辺だけでなく、アビュドスにもそして恐らくデルタにも存在した。この場合王の土地・供物の寄贈は信心からではなく、家臣達の永遠の至福に対する王の責任による。寄贈された土地は王の葬祭財団の下で管理され、^④神の土地同様免税されていた。^⑤

このような王の供物を受け取る者はイマクウ (*imakhw*) と呼ばれた。供物の支給が神殿の地所から来る時、その故人は神の下でのイマクウである。ティフナのニカアングの妻ヘジェトヘケヌは、ハトホル女神のウアブ神官だったので、「ティフナの女主人ハトホルの下での *imakhw*」と呼ばれている。彼女はメンカウレ王がハトホル神に割り当てた2アルーラの耕地をか預った。^⑥

このイマクウという言葉は本来は「主人によって扶養される者」の意だった。つまり年金生活者を示す。第5王朝の廷臣の家僕レウルはパトロンの名前の浮彫の下で、「私は他の全ての誰よりも彼の *imakhw* である。」と語っている。^⑦第4王朝の王子達は皆「父王の *imakhw*」と自称している。しかし、ピラミッド市の神官職を保持する貴族・高官達は、王の下でのイマクウと自称している。さらに、彼らの葬祭神官を勤める中級官吏達は、彼らの下でのイマクウであった。宰相カゲムニ、王子ヘルデデフ、王妃ウジェベトエンの葬祭神官達も、彼らの下でのイマクウであると語っている。これらのことから葬祭神官への任命は官僚達を扶養する手段でもあったことがわかる。

年金生活者である貴族・高官達は、自身の葬祭財団においてこの年金制度を模倣した。つまり彼らは自身の家政内の功勞のあった召使いを自身の葬祭神官に任命し、その働きに報いた。^⑧この場合彼は主人の財産の一部とみなされ、主人による命令権が存在した。彼の勤務は故人の子供達によって監督された。^⑨彼らは供物のために働き、国家の労働や税を免除されていた。そのかわり勤務を怠ったり、委託された耕地を私有化したり、売買譲渡した時には、彼らは彼らの財産を没収され、勤務から追放された。^⑩

官僚達の供物は王が彼らに与えた地所からもたらされた。親子が共に彼らの墓を建設した場合には、同じ地所から同じ神官達によって同じ供物を受け取っ

ただろう。例としてサッカラのプタハヘテプ1世、アケティヘテプ、プタハヘテプ2世、ギザのセネジェムイブ・インティ、メヒが挙げられる。第5王朝末のプタハヘテプ2世や第6王朝のサブの地所のリストの中には、スネフェルウ王、クフ王、カフレ王達の地所も言及され、先王の地所の経営が続いていたことを示す。自身のパトロンの私設財団から供物を受け取ることもあった。ペンメルウは宰相セシエムネフェルから供物を受け取った。⑮ 神殿から供物を受け取ることもしばしばあった。ペルセンはプタハ神殿から王妃ネフェルヘテプのためにくる供物の一部を受け取った。⑯ 宰相ジャウはケンティ・アメンティウ神殿から供物を受け取った。⑰ 神殿の御料地は神名を組みあわせた名前を持ち、プタハの神官長サブの8つの地所のうち、6つがプタハの名を、1つはソカルの名を持っている。⑱ 建築家セネジェムイブ・メヒの2つの地所は女神セシャトの名を持つ。宰相プタハヘテプは父アケティヘテプから女神マアトの名を持つ地所を相続した。⑳ 官僚の地所のリストの中での神殿御料地の登場は、供物をそこから受け取ったことか、あるいは神殿内での勤務のために耕地を配当されたことを示す、と考えられる。

さて以上の諸節において、官僚達が王による現世と来世における生活の保証を利用して私有財産を築いていくことができたのを見てきたが、次の節では州侯達の直接の経済基盤となった神殿の発展についてみていきたい。

5. 神殿の地所と神々の信仰

神殿の記述や描写を持つ遺物は初期王朝の時代から発見されている。例えば第1王朝2代目アハ王時代の油のラベルにはサイスのネイト女神神殿^①やヘラクレオポリスの雄羊神神殿^②が言及されている。第1王朝初代ナルメル王の棍棒にはペーの神殿が模写され、彼の印章にはわに神の神殿が記されている。しかしこれらの神殿がすでに地所を所有したかどうかは疑わしい。パレルモ・ストーン(年代記)は、第5王朝の3人の王ウセルカフ、サフレ、ネフェリルカレの神殿への耕地や供物の寄進を列挙している。③ 受取人には地方神はみられず、レー、ハトホル、ネクベト等の国家神のみである。サフレ王は無名の神メセンとセムに対して寄進しているが、④ 信仰は確立しなかった。ウセルカフ王は治世6年にプト(ペー)のホルス神に2アルーラの耕地を寄進し、さらに神殿建築に言及している。⑤ 王が神殿に寄進した耕地は王の地所として管理された。⑥

間接的に神殿の地所について情報が得られるのは、王の葬祭神殿や官僚達の墓の壁に記された地所のリストからである。地所のリストに含まれるものには3つのグループがあり、それらは王の地所、自然発生の村、私設財団である。

これらのうち前者2グループの名前の中には神名を含むものがある。官僚達は直接神々と接しなかったため、私設財団の中には神名は含まれない。古王国の地所の名前の中で言及された神々の数は約70にも達し、それらの中には主要な神々だけでなく性格の不明な地方神、精霊達も含んでいる。

神名と王名の結合は、第4王朝の諸王の中で神名を伴う地所を持つのはクフ王とカフレ王のみであるのに対し、第5王朝後半以降一般的となる(表9参照)。この結果からジャック・ゴードンは神殿の経営が王の地所の経営を徐々に侵害していったと考える^⑧。自然発生した村の名前の中での神名の言及は、村周辺に存在した古い神の信仰を示している。プタハヘテプ2世の地所リストに挙げられている「オシリスの要塞」(nekhen Wsir)と呼ばれる村は、州都ジェデトがオシリスの信仰地だった下エジプト第9州で見つかった。メチェンの「メンデスの持参金」(sahet Ba neb Djedet)は、州神が牡羊バネブジェデトだった下エジプト第16州で見つかった。性格の不明な地方神達が言及されている場合には、同地域の民間信仰を示す。

地所の名前の中で言及される神々の傾向は次のようである。第4王朝ではレー、ホルス、ミン等の王権と直接関連する神々が多い(表10参照)。第5王朝では神々のサークルが拡大して、主要な地方神達が現われる。特に王が太陽神レー信仰に王権の拠所を求めていたので、太陽神信仰に関連する神々が多い。例えばホルス、セト、ウプアウト、プタハ、アヌビス、ハトホル、ネクベト等である(表11参照)。第5王朝末以降、ピラミッド市の価値の引き上げと王領地の拡大によってレー信仰が後退し、地方神信仰の成長が始まる。同時に地方自治と私有財産の増加が始まる。諸王は地方神達に土地を贈与したので、地所を持つ地方神殿が増加した。つまり地方神殿に経済力が生じた。第6王朝には性格の不明な地方神や精霊達も現われ、宗教の地方分権化を思わせる。テーベのモンチュ神とオシリス神の登場はティ王とペピ2世王の地所において初めてである。ヘリオポリスの9柱神達のうち、アトゥム、シュー、テフヌト、ゲブ、ヌト、イシス、ネフテュスとテーベの3柱神達つまりアメン、ムト、コンスは全く言及されていない。オシリスとセトは、ヘリオポリスの9柱神の一員としてではなく、前者は下エジプト第9州の州神として、後者は上エジプトの守護神として言及されている。このことは宇宙理論の未確立を示している(表12参照)。地所の名前の中でのより頻繁な地方神達の言及は、地方神信仰が王の注意を引くほど成長してきたことを示している。このような神々の地位の上昇はそれぞれの神殿の神官・労働者達の地位を上昇させた。それはまた地方神殿と結びつく地方官僚達の地位の上昇でもあった。

神殿とそれに付設された王自身と王族の礼拝堂に対して、王から贈られた土地は耕作され、神官の給料支払いに使用されたり、小作人(meret)に賃貸され

⑪ 神官達は委託された地所のために儀式執行と神殿維持の義務を負った。彼らはもちろん納税義務を負っていたが、^⑫第5王朝以降の免税勅令によって撤回された。ネフェリルカレ王がアビュドスの神殿のために発布した勅令は第8州全ての神官を、^⑬ペピ1世王がコプトスのミン神神殿内の礼拝堂のために発布した勅令はその礼拝堂の職員を、^⑭ペピ2世王がコプトスのミン神神殿のために発布した勅令はその神殿の全ての人々を免税した。^⑮国家官僚は永遠に賦役のために神官達を連れていってはいけないとされ、これに違反すると重大犯罪者として裁判所へ引き渡され、財産あるいは所有権の没収と官職・地位の剥奪さらに子供達の相続権の剥奪が課せられた。^⑯神官達が免税されていない別の神殿に移され、賦役に従事したこともあったが、免税された神官達の方がはるかに多かった。免税勅令の発布は地方神殿の経済的独立を許すことになり、^⑰国家にとってはそれは国庫の主要な財源を失うことであり、地方官僚達にとっては税を逃がれて私有財産を築くのに絶好の隠れみものとなった。地方神殿は中央政府が倒壊した後、第1中間期の間経済的・文化的中心として重要な役割を果たした。

む す び

本稿において、古王国後半に焦点をあてて、官僚達が私的で自由な活動を始め、その中から地方で勢力をもつ貴族が現われ、さらに第6王朝の中央政府の倒壊を境に州侯化していった過程をみてきたわけであるが、それは思いのほか複雑で、多方面からの視点を要求するものであった。第2章についてはこの2年間では十分な文献・史料を準備することができず、論文のまとまりを欠くことになってしまったかもしれないが、筆者はそれでも意義深いものであったと思うのである。従来の概説書を読んだだけでは、中央政府が地方豪族達の自由勝手な活動によって統制をとれなくなって倒れ、第1中間期は暗黒の時代であるというイメージしかなかった。しかしこの論文の特に第2章において古王国の社会制度と慣習を垣間みることによって、^⑱今までのイメージはあくまでも王権の立場から見たものであり、逆に言えば王都の文化がエジプト全土に波及しつつあったこと、つまり真にエジプト全体の文化になろうとしていた新しい時代なのではないかと筆者は思うのである。これはごく自然な歴史的流れではないだろうか。美術の面ではすでに王のための技術が第5王朝以降階級順に、王都から地方へ波及していくことが指摘されているが、これと同じ現象が美術以外のあらゆる部分にも起こっていたのである。そしてそれは単なる王の模倣に終わらず、次の時代の新しい精神文化の創造に至るのである。それが中王国の

始まりである。また神々の信仰においても、王権の化身や守護神ではない地方の神々の浮上がこの現象と並行して起こっているのは興味深い。

今後の課題としては、第1中間期の個々の州侯について、今回観察の対象としなかった第1中間期後期の州侯達、例えば第13州アシュートのケティー族、第15州ベルシャのジェフティネクトー族、第16州ベニ・ハサンのバクトー族等、及び中王国にも存続した州侯達も併せて、より詳細な観察が必要と思われる。さらに第2章で述べた社会制度や慣習が第1中間期にはどのように変化・発展していったのか、特にこの時期急激な進展をみせる精神文化にも配慮しつつ第1中間期の歴史像と意義を考えてゆきたい。

註

はじめに

- ① Kanawati, Naguib, *The Egyptian administration in the Old Kingdom: Evidence on its economic decline*, [以下 *Administration*], Warminster, 1977.

第1章 称号からみた州侯の成長

1. 州長官の称号

- ① Junker, Hermann, *Giza III*, Wien, 1938, p. 172; Kees, Hermann, 'Beiträge zur altägyptischen Provinzialverwaltung und der Geschichte des Feudalismus II', [以下 *Feudalismus*], *NGWG*, 1933, p. 587; Goedicke, Hans, *ZÄS* 92, 1965, p. 36 ff.; *id.*, *Königliche Dokumente aus dem Alten Reich*, [以下 *Königliche Dokumente*], Wiesbaden, 1967, p. 134.
- ② Junker, *Giza III*, p. 172.
- ③ Weill, Ramond, *Des Monuments et de l'histoire des II^e et III^e dynasties égyptiennes*, Paris, 1908, p. 185 ff.; Cecil, M. Firth-Battiscombe Gunn, *Teti Pyramid Cemeteries, Excavations at Saqqara*, [以下 *Teti Pyr. Cem.*], Kairo, 1926, p. 157 Anm. 5; Helck, Wolfgang, *Untersuchungen zu den Beamtentiteln des ägyptischen Alten Reiches*, [以下 *Beamtentiteln*], Glückstadt, 1954, p. 26 ff.
- ④ Fischer, Henry G., 'Four provincial administrators at the Memphite cemeteries', *JAOS* 74, 1954, p. 26.
- ⑤ ギザ・サッカラ等の王のピラミッドの周辺を指す。
- ⑥ Fischer, *JAOS* 74, p. 26 ff.; Junker, *Giza III*, figs. 27, 28; Barsanti, Alexandre, 'Rapport sur la fouille de Dahchour', *ASAE* 3, 1902, p. 204 n. 5.
- ⑦ Goedicke, *Königliche Dokumente*, p. 112 ff.; Fischer, Henry, G., *Dendera in the third millennium B. C.: Down to the Theban Domination of Upper Egypt*, [以下 *Dendera*], New York, 1968, p. 74, 224 ff.; Helck, Wolfgang, *Die alt-*

ägyptischen Gaue, Wiesbaden, 1974, p. 54.

- ⑧ 上エジプト長官: Helck, *Beamtentiteln*, pp. 81-91; 神官長: *ibid.*, pp. 125-7.
- ⑨ Fischer, *JAOS* 74, pp. 26-34.
- ⑩ Alliot, Maurice, *Rapport sur les fouilles de Tell Edfou 1933*, *FIFAO* 10, 2e partie, Cairo, 1935, p. 22 ff.; *id.*, 'Un nouvel exemple de vizir divinisé dans l'Egypte ancienne', *BIFAO* 37, 1937/38, p. 93 ff. & 115 ff.; Edel, Elmar, 'Inscripfen des Alten Reiches: Die Biographie des Gaufürsten von Edfu, Izj', *ZÄS* 79, 1954, p. 11 ff.
- ⑪ Alliot, *BIFAO* 37, p. 118; Edel, *ZÄS* 79, p. 16.
- ⑫ 第16州: クイネス; 「王の諸事の長官」, 「土地のリーダー」, 「神官長」, 「大地所の管理者」(Porter, B. & Moss, R., *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs and Paintings IV*, [以下 *PM*], Oxford, 1934, pp. 134-5.)
ニアクペピ・ケナムヘテブ・ヘビ; 「地所の管理者」, 「唯一の友」, 「王の式部官」, 「9諸州における使節の長官」[*PM IV*, pp. 137-8; Varille, Alexandre, *La tombe de Ni-Ankh-Pepi a Zâouyat El-Mayetin*, Cairo, 1938, pp. 13, 19, pl. 11.)
第20州: インティ; 「王の諸事の長官」, 「使節の長官」, 「王の要塞の長官」, 「地所の管理者」, 「土地のリーダー」(Petrie, W. M. Flinders, *Deshasheh*, London, 1898, p. 4 ff., pls. 3-14; Goedicke, *MDAIK* 21, 1966, p. 33 Anm. 4.)
イテティ・シェドウ; 「地所の管理者」, 「唯一の友」, 「上エジプトの偉大な10人」, 「耕地の長官」, 「要塞の長官」, 「土地のリーダー」(Petrie, *Deshasheh*, pp. 9-11, pls. 15-25.)
- ⑬ Firth-Gunn, *Teti Pyr. Cem.*, pp. 157, 187, 190, 192; Junker, *Giza X*, Wien, 1951, figs. 53, 68.
- ⑭ Sethe, K. H., *Urkunden des Alten Reiches*, [以下 *Urk.* I], Leipzig, 1932/33, p. 253.6. 王都での30年間の報酬として王から与えられる。
- ⑮ Fischer, *Dendera*, p. 69 ff.
- ⑯ *ibid.*, p. 71.
- ⑰ Fischer, Henry G., *Inscriptions from the Coptite Nome: Dynasties VI-XI*, [以下 *Coptite Nome*], Rome, 1964, p. 126 ff.; Yoyote, Jean, 'Le nome de Coptos durant la première période intermédiaire', *Or.* 35, 1966, p. 50 ff.
- ⑱ *Urk. I*, p. 254.3 ff.
- ⑲ Fischer, Henry G., 'A daughter of the overlords of Upper Egypt in the First Intermediate Period', *JAOS* 76, 1956, p. 103 ff.
- ⑳ Harari, Ibrahim, 'Portée de la stèle juridique de Karnak', *ASAE* 51, 1951, p. 277.
- ㉑ Goedicke, *Königliche Dokumente*, p. 103.
- ㉒ Müller, Hans Wolfgang, *Die Felsengräber der Fürsten von Elephantine aus der Zeit des Mittleren Reiches*, Glückstadt, 1940, fig. 5; Alliot, Maurice, *Ra-*

pport sur les fouilles de Tell Edfou 1932, FIFAO 9, 2e partie, Cairo, 1933, fig. 1, p. 2 ; *Catalogue général des Antiquités Égyptiennes du Musée du Caire*, [以下 CGC], 404, 20009.

- ㉔ Clère, J. J., 'La stèle d'un commissaire de police de la première période intermédiaire', *RdE* 7, p. 19 n. 1.

2. 上エジプト長官職

- ① Helck, *Beamtentiteln*, p. 99 Anm. 15 ; Gauthier, *Recueil Champollion* (Bibliothèque des Hautes Etudes, Bd. 234), 1922, p. 217 ff.
- ② Lepsius, Karl Richard, *Denkmäler aus Ägypten und Äthiopien*, [以下 LD], Berlin, 1849-58, II p. 61 ff.; *Text I* p. 166.
- ③ Quibell, J. E., *Excavations at Saqqara*, 6 vols, Cairo, 1907-23, III p. 24, 79, pl. 61.2.
- ④ Kaplony, Peter, *Die Inschriften der ägyptischen Frühzeit*, Wiesbaden, 1966, p. 582.
- ⑤ Fischer, Henry G., 'A scribe of the army in Saqqara mastaba of the early fifth dynasty', *JNES* 18, 1959, p. 265 ff.
- ⑥ *Urk. I*, p. 106.7-8 ; Goedicke, 'Comment on a passage in Weni's biography', *RdE* 10, 1955, p. 92.
- ⑦ Blackman, Aylward M., *The rock tombs of Meir*, 6 vols, [以下 Meir], London, 1914-53, IV, pl. 16.
- ⑧ Grdseloff, B., 'Deux inscriptions juridiques de l'Ancien Empire', *ASAE* 42, 1943, p. 29.
- ⑨ Goedicke, *Königliche Dokumente*, p. 87 ff. 「首長」, 「上エジプトの偉大な10人」, 「水夫達の長官(?)」, 「上エジプトの労働班の長官」, 「王の人民の長官」, 「使節の長官」, 「王の諸事の長官」が問題である。
- ⑩ Vandier, Jacques, *Mo'alla : La tombe d'Anktifi et la tombe de Sebekhotep*, [以下 Mo'alla], Cairo, 1950, p. 19.
- ⑪ Kees, *Feudalismus*, p. 89 ff. ; Helck, *Beamtentiteln*, p. 110.
- ⑫ Goedicke, Hans, 'Zu imj-ra Shema und tep-Shema im Alten Reich', *MIO* 4, 1956, p. 1 ff.
- ⑬ Davies, Norman de G., *The rock tombs of Sheikh Said*, [以下 Sheikh Said], London, 1901, p. 11 ; Kees, *Feudalismus I*, p. 99 ff.
- ⑭ Blackman, *Meir IV*, pp. 2-3, Tf. 4a, 16.
- ⑮ Morgan, J. de, *Catalogue des monuments et inscriptions de l'Égypte antique*, 3 vols, [以下 Catalogue], Wien, 1894-1909, p. 172 ; *Urk. I*, p. 120.14.
- ⑯ Edel, Elmar, *Die Felsengräber der Qubbet el Hawa bei Assuan*, [以下 Qubbet el Hawa], Wiesbaden, 1967 ff., II, I 2. Teil, p. 115 ff.
- ⑰ Kanawati, *Administration*, pp. 35-6, 59-61.

- ⑮ Kees, Hermann, 'Beiträge zur Geschichte des Vezirats im Alten Reich', [以下 Vezirat], *NGWG*, 1940, p. 40 ff.
- ⑯ Kanawati, Naguib, *Governmental reforms in Old Kingdom Egypt*, [以下 *Reforms*], Warminster, 1980, p. 76 ff.
- ⑰ *ibid.*, p. 96 ff.
- ⑱ Gomaà, Farouk, *Ägypten während der Ersten Zwischenzeit*, [以下 *1. Zw. zt.*], Wiesbaden, 1980, p. 43.

3. 南の宰相職

- ① *Urk. I*, p. 100.13 ff.
- ② *CGC 1578*; Fischer, Henry G., *Varia*, New York, 1976, p. 74.
- ③ Kanawati, *Reforms*, p. 63.
- ④ *Urk. I*, 117 ff.
- ⑤ *Urk. I*, pp. 112-3; *LD II*, p. 116a.
- ⑥ Goedicke, *Königliche Dokumente*, p. 81 ff.
- ⑦ *ibid.*, p. 87 ff. Abb. 8. (表4参照)
- ⑧ Gomaà, *1. Zw. zt.*, p. 78. ゴマアはイディの両親はジャウの両親と別人であると考えている。
- ⑨ Jéquier, Gustave, *Le monument funéraire de Pepi II*, 3 vols, [以下 *Mon. fun. Pepi II*], Cairo, 1936-40, *II* pls. 48-51; Kees, *Vezirat*, p. 39 ff.; *id.*, *Feudalismus II*, p. 595 Anm. 1, p. 596 Anm. 1.
- ⑩ *CGC 1575*; Sethe, Kurt, 'Ein übersehener König des Alten Reiches', *ZÄS 50*, 1912, p. 4 ff.
- ⑪ Jéquier, *Mon. fun. Pepi II*, *III* pp. 57-9; Kees, *Vezirat*, p. 47.
- ⑫ Davies, Norman de G., *Rock tombs of Deir el Gebrâwi*, 2 vols, [以下 *Deir el G brawi*], London, 1902, *I* p. 31; Pirenne, Jacques, *Histoire des institutions et du droit privé de l'ancienne Egypte*, 3 vols, Brussels, 1932-35, *III* Annexe V, p. 182.
- ⑬ *Urk. I*, p. 142; Davies, *Deir el Gebrâwi I*, Tf. 3, 18, 23, p. 8 ff.
- ⑭ Gomaà, *1. Zw. zt.*, p. 74.
- ⑮ Allam, Schafik, *Beiträge zum Hathorkult bis zum Ende des Mittleren Reiches*, Berlin, 1963, p. 23 ff.
- ⑯ Chaban-Quibell, 'Sur une nécropole de la VI^e dynastie à Koçeir el Amarnah', *ASAE 3*, 1902, pp. 251-3.
- ⑰ Gomaà, *1. Zw. zt.*, p. 103.
- ⑱ Blackman, *Meir V*, pls. 26-7.
- ⑲ *id.*, *Meir IV*, pl. 16; *Meir V*, pl. 32.
- ⑳ *id.*, *Meir I*, p. 6; *Meir V*, p. 57.
- ㉑ *id.*, *Meir III*, Tf. 10. p. 19 ff; Anthes, Rudolf, *Die Felseninschriften von Ha-*

tnub, Leipzig, 1928, p. 107 Anm. 7; Kees, Hermann, *Totenglauben und Jenseitsvorstellungen der alten Ägypter: Grundlagen und Entwicklung bis zum Ende des Mittleren Reiches*, [以下 Totenglauben], Leipzig, 1956, p. 382 ff.

4. 第6王朝における諸州の状況と王国の崩壊

- ① *Urk. I*, p. 125.13 ff.; Kadish, Gerald, 'Old Kingdom Egyptian activity in Nubia: Some reconsiderations', *JEA* 52, 1966, pp. 23-33.
- ② Edel, *Qubbet el Hawa II*, I 2. Teil, p. 115 Anm. 98.
- ③ *ibid.*, p. 115 ff.
- ④ Fischer, *Dendera*, p. 69 Anm. 279; *Urk. I*, p. 131.15 ff.; Kees, 'Die Phylen und ihre Vorsteher im Dienst der Temple und Totenstiftungen: Untersuchungen zur Struktur der ägyptischen Priesterschaft im Alten und Mittleren Reich', *Or* 17, 1948, p. 87 ff.; Morgan, *Catalogue*, p. 146 ff., 194, 197.
- ⑤ Edel, *Qubbet el Hawa II*, I 2. Teil, p. 116 Anm. 37; Martin-Pardey, Eva, *Untersuchungen zur ägyptischen Provinzialverwaltung bis zum Ende des Alten Reiches*, [以下 Provinzialverwaltung], Hildesheim, 1976, p. 194 Anm. 2.
- ⑥ Edel, *Qubbet el Hawa II*, I 1. Teil, pl. 39; *id.*, 'Bericht über die Arbeiten in den Gräbern der Qubbet el Hawa bei Assuan 1959 und 1960', *ASAE* 57, 1962, p. 37; *id.*, *ZÄS* 93, 1966, p. 54; *id.*, *ZÄS* 100, 1973, p. 4 ff.
- ⑦ *Urk. I*, p. 105.13.
- ⑧ Schlott, *Die Ausmaße Ägyptens nach altägyptischen Texten*, Tübingen, 1969, p. 83 ff.; Gardiner, Alan, *Ancient Egyptian Onomastica*, 3 vols, [以下 AEO], London, 1947, II p. 2.*
- ⑨ Fischer, *AJA* 66, 1962, pp. 66-7.
- ⑩ *Urk. I*, p. 140.17.
- ⑪ Edel, *Qubbet el Hawa II*, I 2. Teil, p. 116.
例: ヘルクイフ, ペピネクト・ヘカイフ, メク, サブニ, ニアクペピ・サブニ, クイエムケネム, セバクヘテフ, ヘカイフ2世, サブニ (35e墓).
- ⑫ ヘルクイフ: *Urk. I*, p. 120.14 ff.; Morgan, *Catalogue*, p. 162 ff.
ペピネクト・ヘカイフ: *Urk. I*, p. 131.16 ff.; Morgan, *Catalogue*, p. 174 ff.
ニアクペピ・サブニ: Morgan, *Catalogue*, p. 173; Edel, *Qubbet el Hawa II*, I 2. Teil, p. 115 Anm. 98 (ヘカイフ=サブニとみなす)
メクとサブニ: Edel, 'Zwei neue Felsinschriften aus Tumas mit nubischen Ländernamen', *ZÄS* 97, 1971, p. 53 ff.
カイエムセヌイ: *id.*, *ZÄS* 100, 1973, p. 5.
- ⑬ *Urk. I*, p. 107.1.
- ⑭ Weigall, A., *Report on the antiquities of Lower Nubia*, Oxford, 1907, pls. 19.2, 58.
- ⑮ 「隊商指揮官」, 「將軍」, 「神の尚書」の称号をもつ。

- ⑬ Fischer, *Coptite Nome*, pp. 70-3, pl. 20.
- ⑭ Martin-Pardey, *Provinzialverwaltung*, p. 222.
- ⑮ Fischer, *Dendera*, pp. 153-4, 178, 182 ff.
- ⑯ Waddell, W. G., *Manetho* (Loeb Classical Library, 350), London, 1940, p. 53.
- ⑰ Posener, Georges, 'Le conte de Néferkaré et du Général Siséné', *RdE II*, 1957, p. 119 ff.
- ⑱ Erman, Adolf, *The literature of the ancient Egyptians*, New York, 1927, p. 132 ff.; Kees, Hermann, *Der Götterglaube im alten Ägypten* (Mitteilungen der Vorderasiatischen-Ägyptischen Gesellschaft), [以下 *Götterglaube*], Leipzig, 1941, p. 306 ff.; Säve-Söderbergh, Torgny, *Ägypten und Nubien: Ein Beitrag zur Geschichte altägyptischer Außenpolitik*, Lund (Sweden), 1941, p. 38; Drioton-Vandier, *L'Égypte: Des origines à la conquête d'Alexandre*, Paris, 1984, p. 214.
- ⑳ Edel, 'Die Ländernamen Unternubiens und die Ausbreitung der C-Gruppe nach den Reiseberichten des Herw-khwj.ef', *Or.* 36, 1967, p. 147 ff.
- ㉑ Bell, Barbara, 'The dark ages in ancient history: the first dark age in Egypt', *AJA* 75, 1971, p. 1 ff.
- ㉒ Waddell, *Mantho*, p. 57.

5. 第1中間期前期の状況

- ① 第8州。
- ② 顧問官・官庁の役人を指す。Erman, A.-Grapow, H., *Wörterbuch der ägyptischen Sprache*, 5 vols, Leipzig, 1926-31, V pp. 53-4; Helck, W. in *Lexikon der Ägyptologie*, [以下 *LÄ*], III 386-7.
- ③ Vander, *Mo'alla*, p. 186 "Inscription 5"; Schenkel, Wolfgang, *Memphis, Herakleopolis, Theben: Die epigraphischen Zeugnisse der 7.-11. Dynastie Ägyptens*, [以下 *MHT*], Wiesbaden, 1965. p. 48.
- ④ Vandier, *Mo'alla*, pp. 41-2.
- ⑤ Stock, Hanns, *Die erste Zwischenzeit Ägyptens* (Studia Aegyptiaca II, Analecta Orientalia 31), [以下 *I. Zw. zt.*], Rome, 1949, pp. 44, 49, 73.
- ⑥ Kees, Hermann, 'Aus den Notjahren der Thebais', *Or.* 21, 1952, pp. 87-8.
- ⑦ 第3州。Helck, W.-Otto, E., *Kleines Wörterbuch der Ägyptologie*, Wiesbaden, 1970, p. 109.
- ⑧ 第2州。Gauthier, Henri, *Dictionnaire des noms géographiques*, [以下 *DG*], Kairo, 1925-51, I p. 210.
- ⑨ コム・オンボ。第1州の州都か? *DG III* p. 83.
- ⑩ *DG V* p. 101.
- ⑪ デンデラ。 *DG I* p. 56.
- ⑫ Schenkel, *MHT*, p. 53; Vandier, *Mo'alla*, p. 239 "Inscription 12".

- ⑬ Vandier, *Mo'alla*, p. 20.
- ⑭ Kees, *Or.* 21, p. 88.
- ⑮ Helck, Wolfgang, *Altägyptische Aktenkunde des 3. und 2. Jahrt. v. Chr.* (Münchner Ägyptol. Studien, Heft 31), München, 1974, p. 15; Goedicke, Hans, *JARCE* 3, 1964, p. 33.
- ⑯ Martin-Pardey, *Provinzialverwaltung*, p. 224 Anm. 3.
- ⑰ Vandier, *Mo'alla*, p. 20.
- ⑱ アルマント。 *DG I* p. 53.
- ⑲ アル・リザイカートのあたりか。 Vondier, *Mo'alla*, pp. 26-7; Montet, Pierre, *Géographie de l'Égypte ancienne*, 2 vols, Paris, 1957 & 1961, II p. 73.
- ⑳ Vandier, *Mo'alla*, p. 242 "Inscription 13"; Schenkel, *MHT*, p. 55.
- ㉑ モアラ。 アンクティフィの町。 *DG IV* p. 278.
- ㉒ Vandier, *Mo'alla*, pp. 38-40.
- ㉓ *DG IV* p. 181.
- ㉔ Polotsky, J, 'The stela of Heka-yeb', *JEA* 16, 1930, pp. 194-9; British Museum Nr. 1671.
- ㉕ Fisher, *Coptite Nome*, p. 43 ff. pl. 13.
- ㉖ CGC 1442; Fischer, *Coptite Nome*, p. 41, pl. 13.
- ㉗ Hayes, William, 'The Middle Kingdom in Egypt: Internal history from the rise of the Herakleopolitans to the death of Ammenemes III', *CAH*, I part 2, Cambridge, 1971, p. 474.
- ㉘ CGC 20500; Polotsky, Jakob, *Zu den Inschriften der 11. Dynastie* (Untersuchungen zur Geschichte und Altertumskunde Ägyptens), Leipzig, 1929, § 85c.
- ㉙ Fisher, *Coptite Nome*, pp. 64-5; Gardiner, 'The stela of the earlier intermediate period', *JEA* 8, 1922, pp. 19-2, pl. 18.
- ㉚ Posener, 'Hanns Stock, *Studia Aegyptiaca* II, Die erste Zwischenzeit Ägyptens', *BiOr* 8, No. 5, 1951, p. 169.
- ㉛ Kanawati, *Reforms*, p. 111.
- ㉜ Hayes, *CAH*, I part 2, pp. 465, 474-5.
- ㉝ Fischer, *Coptite Nome*, pp. 41-3.
- ㉞ Hayes, 'Royal decrees from the temple of Min at Coptus', *JEA* 32, 1946, pp. 6, 14, 19-20.
- ㉟ Gardiner, *AEO I*, p. 47* ff.; Habachi, Labib, 'God's fathers and the role they played in the history of first intermediate period', *ASAE* 55, 1958, p. 171 ff.
- ㊱ Couyat, J, & Montet, P., *Les Inscriptions hieroglyphiques et hieratiques du Ouadi Hammamat*, Cairo, 1912-3, p. 90 ff., pl. 35,
- ㊲ Helck, Wolfgang, *Zur Verwaltung des Mittleren und Neuen Reiches*, Leiden, 1958, p. 203.
- ㊳ Goedicke, *Königliche Dokumente*, Koptos I pl. 18 lines 2, 9 'Irj demedj'.

- ⑳ Kees, *Feudalism I*, p. 109 ; Fischer, *Dendera*, p. 148 ; 第6王朝末説 : Davies, *Deir el Gebrâwi II*, p. 38 ff. ; 第8王朝初め説 : Gomaà, *1. Zw. zt.*, pp. 93-6 ; Stöck, *1. Zw. zt.*, pp. 36-7. 彼は彼らの後シエマイ一族に宰相職が移ったと考える。
- ㉑ Fischer in *LÄ II* 412.
- ㉒ Martin-Pardey, *Provinzialverwaltung*, pp. 112-3, 117.
- ㉓ Davies, *Deir el Gebrâwi II*, p. 20, pl. 19.
- ㉔ *ibid.*, pl. 23.
- ㉕ *ibid.*, pp. 31-3, pls. 23, 27-8.
- ㉖ Fischer, *Dendera*, p. 203.
- ㉗ *ibid.*, fig. 40 in p. 204.
- ㉘ Kanawati, *Reforms*, p. 116.
- ㉙ Fischer, *Dendera*, p. 203.
- ㉚ *ibid.*, p. 200, fig. 39.
- ㉛ Gomaà, *1. Zw. zt.*, p. 144.

第2章 古王国の社会制度と慣習

1. 州行政と神殿行政

- ① *Urk. I*, p. 254.4.
- ② *PM IV*, pp. 134-5.
- ③ Kees, Hermann, *Kulturgeschichte des Alten Orients*, 1. Abschnitt : *Ägypten* (*Handbuch der Altertumswissenschaft*), München, 1933, p. 202.
- ④ *Urk. I*, p. 102.
- ⑤ Fischer *Dendera.*, p. 114.
- ⑥ Davies, *Deir el Gebrâwi II*, pl. 21 Scheintür B. & C. ; Fischer, *Dendera*, p. 116.
- ⑦ Davies, *Deir el Gebrâwi II*, pl. 14 z. 16 ; Fischer, *Dendera*, p. 115 ff.
- ⑧ Peck, Caroline Nestmann, *Some decorated tombs at Naga-id-Der*---University Microfilms, Ph.D. Thesis, Michigan, 1958, p. 138.
- ⑨ Fischer, *Dendera*, p. 138.
- ⑩ *id.*, *Coptite Nome*, p. 63, pl. 16.
- ⑪ Martin-Pardey, *Provinzialverwaltung*, p. 212 ff.

2. ピラミッド市での榮譽

- ① *Urk. I*, p. 203 ; Capart, Jean, *Une rue de tombeaux à Saqqarah*, [以下 *Saqqarah*], Brussels, 1907, Tf. 68 ; Lutz, Henry F., *Egyptian steles and offering stones of the Museum of Anthropology and Ethnology of the University of California*, Leipzig, 1927, Nr. 16.
- ② *Urk. I*, p. 58 ; Mariette, Auguste, *Les mastabas de l'Ancien Empire*, [以下 *Mastabas*], Paris, 1889, p.434.

- ③ *Urk. I*, p. 209 ff.
- ④ Jéquier, Gustave, *Tombeaux de particuliers contemporains de Pepi II*, Cairo, 1929, p. 112.
- ⑤ 例：太陽神神殿。 *Brit. Hierat. Texts I*, pp. 22, 27; CGC 1349, 1714.
- ⑥ Goedicke, *Königliche Dokumente*, Dahshur 12, 33.
- ⑦ Helck, Wolfgang, 'Bemerkungen zu den Pyramidenstädten im Alten Reich', *MDAIK 15*, 1957, p. 93 ff.
- ⑧ Kanawati, *Administration*, p. 126.
- ⑨ CGC 1578.
- ⑩ *Urk. I*, p. 200.
- ⑪ Helck, *MDAIK 15*, p. 100.
- ⑫ *LD II 114a*.
- ⑬ CGC 1574; *Urk. I*, pp. 98.16, 106 ff.
- ⑭ *LD II 114c*.
- ⑮ *Ägyptische Inschriften aus den Königlichen Museen zu Berlin I*, [以下 *Berlin Inschr. I*], p. 41.
- ⑯ Jéquier, *ASAE 35*, p. 149.
- ⑰ *Urk. I*, p. 142, pl. 3.
- ⑱ Maspero, G., *Trois années de fouilles dans les tombeaux de Thèbes et de Memphis* (MMAF I), 1884, p. 199.
- ⑲ Helck, Wolfgang, 'Wirtschaftliche Bemerkungen zum privaten Grabbesitz im Alten Reich', *MDAIK 14*, 1956, p. 68 ff.
- ⑳ Blackman, *Meir I*, p. 9. ニアングペピ。
- ㉑ *Urk. I*, p. 24 ff.
- ㉒ Junker, *Giza VII*, p. 133.
- ㉓ *ibid.*, p. 94,
- ㉔ *id.*, *Giza VII*, p. 133.
- ㉕ *id.*, *Giza IX*, p. 70 ff.
- ㉖ *Berlin Inschr. I*, p. 35.
- ㉗ British Museum Nr. 1272.
- ㉘ Fischer, C. F., *The minor cemetery at Giza*, [以下 *Minor Cemetery*], Philadelphia, 1924, p. 141; British Museum Nr. 1268.
- ㉙ *Kemi 8*, p. 216.
- ㉚ Hassan, Selim, *Excavations at Giza*, [以下 *Giza*], Oxford-Kairo, 1929-60, II p. 169.
- ㉛ Junker, *Giza VI*, p. 26.
- ㉜ *LD II 49*.
- ㉝ Hassan, *Giza VI 3*, p. 93.
- ㉞ *JEOL*, 1948, p. 304.

- ③⑤ Davies, *Deir el Gebrâwi II*, p. 1 ff.
- ③⑥ CGC 1519 ; Helck, *MDAIK 15*, p. 1 ff.
- ③⑦ *Urk. I*, pp. 210.8-17, 211.5-14.
- ③⑧ *ibid.*, p. 212.16-18.
- ③⑨ Helck, *Beamtentiteln*, p. 108.
- ④⑩ Petrie, *Dendereh*, pl. 5.
- ④⑪ Davies, *Deir el Gebrâwi I*, pl. 7.
- ④⑫ *id.*, *Sheikh Said*, pl. 19.
- ④⑬ *ibid.*, pl. 29.
- ④⑭ Fischer, Henry G., 'Labib Habachi, Tell Basta', *AJA 62*, 1958, p. 331.
- ④⑮ Dunham Dows, 'The biographical inscriptions of Nekhebu in Boston and Cairo', *JEA 24*, 1938, pp. 1-8 ; Habachi Labib, *Tell Basta* (Supplément aux *ASAE*, 22), Cairo, 1957, p. 17 ff. Abb. 3 Tf. 3.
- ④⑯ *LD Text II*, 63, 68 ; *LD II 110f* ; *DG IV* p. 137.
- ④⑰ Jéquier, *Mon. fun. Pepi II, III* pl. 21 ; Jacquet-Gordon, Helen, *Les noms des domaines funéraire sous l'Ancien Empire égyptien*, [以下 *Domaines*], Cairo, 1962, p. 184 ; Martin-Pardey, *Provinzialverwaltung*, p. 140. 但し彼はこの地におけるペピ1世の礼拝堂の存在を疑問視している。
- ④⑱ Newberry, Percy A., 'The inscribed tombs of Ekhmin', *AAA 4*, 1912, p. 106.
- ④⑲ *A handbook to the Egyptian mummies and coffins exhibited in the British Museum*, London, 1938, p. 23 ff.
- ⑤⑰ Fischer, *AJA 62*, p. 331 ; *LD II 117s, 117r*.
- ⑤⑱ Lauer, 'Fouilles et travaux divers effectués à Sapparah de novembre 1951 à juin 1952', *ASAE 53*, 1955, p. 158, Tf. 7.
- ⑤⑳ Fischer, *Coptite Nome*, p. 22.
- ⑤㉑ *LD II 117s, 117r* ; Janssen, *JEOL 12*, 1951-2, pl. 32, 062.
- ⑤㉒ *LD II 117s, 117r*.

3. 官僚達の財産

- ① *Urk. I*, p. 217.3.
- ② Edel, *ZÄS 83*, 1948, p. 14 ff.
- ③ *id.*, *Qubbet el Hawa II*, I 2. Teil, p. 118.
- ④ Goedicke, Hans, *Die privaten Rechtsinschriften aus dem Alten Reich*, [以下 *Rechtsinschriften*], Wien, 1970, p. 24. ニカウレ 6.
- ⑤ *Urk. I*, p. 3.13-14. メチェンの私設財団 gereget Metjen は彼の父アンブウトエムアングが彼に与えたものによって設立される。
- ⑥ 例 : gereget Mererw ; inet Fetw ; ired Re-wr.
- ⑦ 第4王朝 : メチェン, ペフェルネフェル ; 第5王朝 : ペルセン, セネヌアング, アクヘテフ, ヘヌ。

- ⑧ Junker, *Giza III*, pp. 83-7. 果物・穀物・パン等。
- ⑨ *ibid.*, p. 62.
- ⑩ セシエムネフェル：「王の肉体の息子」, 「宰相」, 「王の文書の書記長」, 「王のあらゆる仕事の長官」
イイメリ：「王の子供たちの家令」。
- ⑪ *Urk. I*, p. 4.9. メチェンは毎日王母ニマアトハピのカーの地所からパン100個を受けとる。
- ⑫ Goedicke, *Rechtsinschriften*, p. 45. カエムネフェレト 25a.
- ⑬ *Urk. I*, p. 17.
- ⑭ Goedicke, *Rechtsinschriften*, p. 125. チェンティ 8。
- ⑮ *ibid.*, メチェン A5, カエムネフェレト 10, リシュト 6, 9-11.
- ⑯ Smith, William Stevenson, *A history of Egyptian sculpture and painting in the Old Kingdom*, London, 1946, pl. 40a. アンクハフ。
- ⑰ Helck, *MDAIK 14*, p. 65 ff.
- ⑱ Junker, *Giza III*, p. 92 ff.
- ⑲ Preaux, C., *L'economie royale des Lagides*, Bruxelles, 1939, p. 490 nn. 2-6 ; Malinine, M., *Choix de textes juridiques en hiéroglyphes anormal et en demotique*, Le Caire, 1983, p. 97.

4. 葬祭制度

- ① Baumgartel, Elise, *The culture of prehistoric Egypt*, 2 vols, London, 1947 & 1960, II p. 152 ; Kees, *Totenglauben*, p. 20 ff.
- ② Goedicke, *Rechtsinschriften*, p. 50 ff. ; Goedecken, Karin, *Eine Betrachtung der Inschriften des Meten im Rahmen der sozialen und rechtlichen Stellung von Privatleuten im ägyptischen Alten Reich*, Wiesbaden, 1976, p. 304 ff. ; Mrsich, Tycho, *Untersuchungen zur Hau. urkunde des Alten Reiches : Ein Beitrag zum altägyptischen Stiftungsrecht*, Berlin, 1968, §§129 ff., p. 101.
- ③ Goedicke, Hans, 'Cult-Temple and "State" during the Old Kingdom in Egypt', *State and temple economy in the ancient Near East* (Kongresse Orientalia Lovaniensia Analecta, 5-6), Leuven (Bergie), 1979, I p. 125.
- ④ Junker, *Giza XII*, p. 83 ff., p. 127 ; Kees, *Totenglauben*, p. 137 ff.
- ⑤ Jacquet-Gordon, *Domaines*, p. 151.
- ⑥ *Urk. I*, p. 274.4.
- ⑦ *ibid.*, p. 24 ff.
- ⑧ *ibid.*, p. 50.10 ; 「イセシ王の下で」, 「ウニス王の下で」: *ibid.*, p. 68.6 ff. ; 「ペピ 1世, メリエンレ, ペピ 2世の下で」: *ibid.*, p. 118.15-6 ; 「主人の下で」: *ibid.*, pp. 34.2, 35.2, 151.17, 187.9, 192.2 ; 「パトロンの下で」: *ibid.*, pp. 82.14, 188.1.
- ⑨ *ibid.*, p. 234.12.
- ⑩ *ibid.*, p. 166.6.

- ⑪ *ibid.*, p. 197.8.
- ⑫ *Junker, Giza VII*, p. 26.
- ⑬ *Urk. I*, p. 273.14.
- ⑭ Goedicke, *Rechtsinschriften*, カエムネフェレット, ニカアंक I.
- ⑮ *ibid.*, ニカアंक I 26, II 8, 13, チェンティ 3 ; *Urk. I*, p. 162, 163 ff.
- ⑯ *Rechtsinschriften*, ニカアंक II, ベピ ; *Urk. I*, p. 30.8, 35.13, 162.15.
- ⑰ *Rechtsinschriften*, ニカアंक II, セネヌアंक ; *Urk. I*, p. 36.9, 36.16 ff., 162.8.
- ⑱ Grdseloff, *ASAE 42*, p. 39.
- ⑲ *Urk. I* p. 37.10 ff. ; Mariette, *Mastabas*, p. 300 ; *Berlin Inschr. I*, p. 22.
- ⑳ *Urk. I*, p. 119.7 ff.
- ㉑ 「ミン神はネフェリルカレ王を堅固にする。」: *ibid.*, p. 293 ff. ; 「9柱神はネフェリルカレ王を愛する。」: *ibid.*, p. 246.15.
- ㉒ Mariette, *Mastabas*, E 1/2 ; Jacquet-Gordon, *Domaines*, pp. 416-8.
- ㉓ Paget, R. F. E. & Pirie, A. A., *The tomb of Ptahhetep*, London, 1898, pl. 35.

5. 神殿の地所と神々の信仰

- ① Petrie, W. M. Flinders, *The royal tombs of the first dynasty*, [以下 *Royal Tombs*], 2 vols, London, 1900-1, II pl. 7.
- ② *ibid.*, II pl. 10.
- ③ Petrie, V. M. Flinders, *Tarkhan I*, London, 1914, pl. 2 Nr. 4.
- ④ *Urk. I*, pp. 240-9.
- ⑤ *ibid.*, p. 244.9,11.
- ⑥ *ibid.*, p. 241.15-18.
- ⑦ Schäfer, Heinrich, *Ein Bruchstück altägyptischer Annalen* (Königlich Preussische Akademie der Wissenschaften, Abhandlungen, Phil.-hist. Klasse ; Anhang), Berlin, 1902, p. 39.
- ⑧ Jacquet-Gorden, *Domaines*, p. 81.
- ⑨ Kees, *Totenglauben*, p. 137 ; *id.*, *Götterglaube*, pp. 110-1.
- ⑩ Goedicke, *Königliche Dokumente*, ネフェリルカレ16, Koptus B 73.
- ⑪ *ibid.*, ネフェリルカレ19-20, Koptus B 8, 11.
- ⑫ *ibid.*, ネフェリルカレ 8, 10, 17, Königinnen 8.
- ⑬ *ibid.*, Koptus B.
- ⑭ *ibid.*, p. 24 ; *Urk. I*, p. 171.7-9.
- ⑮ *ibid.*, p. 22 ff. ; *Urk. I*, pp. 170-2.
- ⑯ *ibid.*, p. 41 ff. ; *Urk. I*, p. 214.
- ⑰ *ibid.*, p. 87 ff. ; *Urk. I*, pp. 280-3.
- ⑱ *ibid.*, p. 88, 115 ; *Urk. I*, p. 282.9-14.
- ⑲ *ibid.*, Koptus B, R.

② *ibid.*, p. 128 ff. ; *Urk. I*, pp. 293-5.

略語表

- AAA : *Annals of Archaeology and Anthoropology*, Liverpool.
AJA : *American Journal of Archaeology*, Baltimore.
ASAE : *Annals du Service des Antiquités de l'Égypte*, Kairo.
BIFAO : *Bulletin de l'Institut Français d'Archéologie Orientale*, Le Caire.
BiOr : *Bibliotheca Orientalis*, Leiden.
CAH : *The Cambridge Ancient History*, Cambridge.
FIFAO : *Fouilles de l'Institut Français d'Archéologie Orientale du Caire*, Le Caire.
JAOS : *Journal of the American Oriental Society*, New Haven.
JARCE : *Journal of the American Research Center in Egypt*, Boston.
JEA : *Journal of Egyptian Archaeology*, London.
JEOL : *Jaarbericht van het Vooraziatisch-Egyptisch Genootschap (Gezelschap) "Ex Oriente Lux"*, Leiden.
JNES : *Journal of Near Eastern Studies*, Chicago.
MDIAK : *Mitteilungen des Deutschen Archäologischen Instituts, Abteilung Kairo*, Berlin, Wiesbaden, ab 1970 : Mainz.
MIO : *Mitteilungen des Instituts für Orientforschung*, Berlin.
MMAF : *Mémoires publiés par les membres de la mission archéologique française au Caire*, Paris.
NGWG : *Nachrichten von der Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen*, Göttingen.
Or. : *Orientalia*, Rom.
RdE : *Revue d'Égyptologie*, Kairo-Paris.
ZÄS : *Zeitschrift für ägyptische Sprache und Altertumskunde*, Leipzig-Berlin.

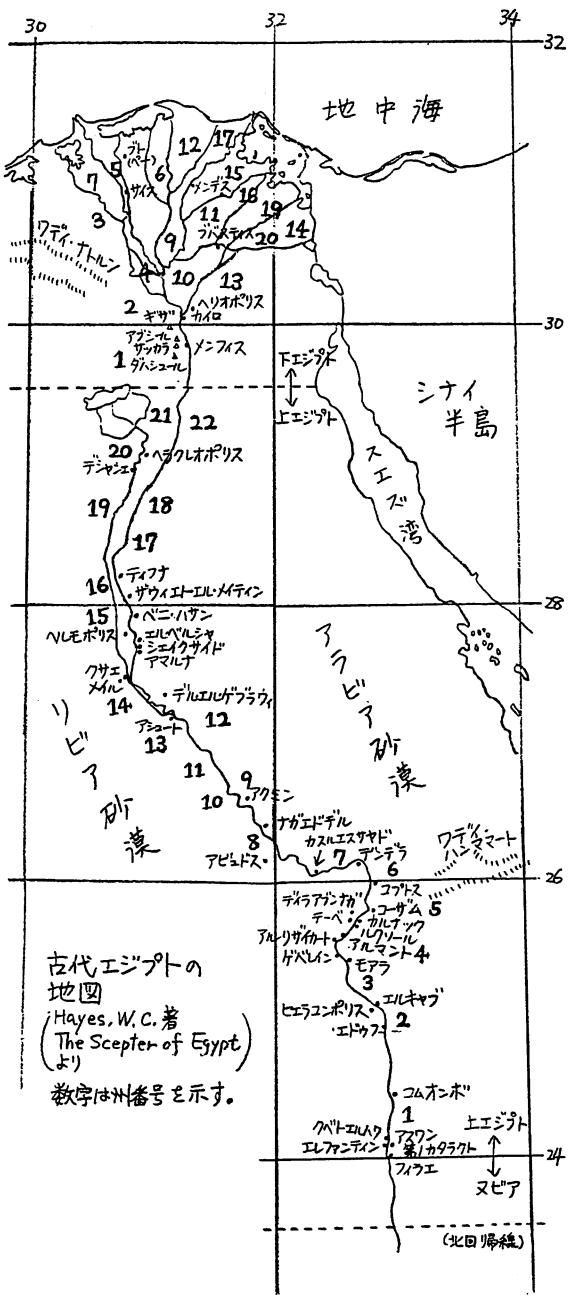


図1 クイー族の系図（主要人物のみ）

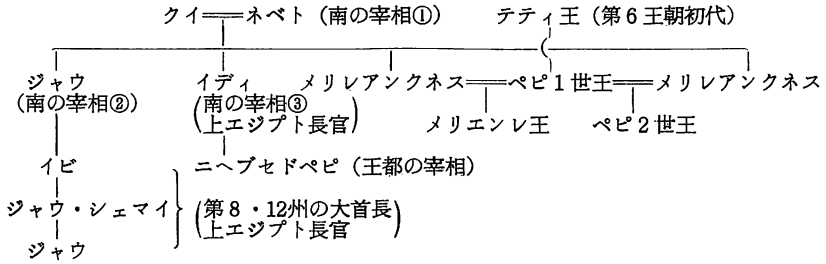
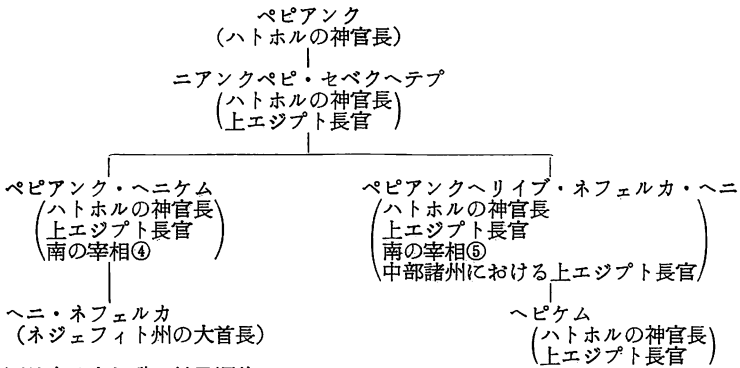


図2 ペピアンク一族の系図（主要人物のみ）



※数字は宰相職の継承順位

表1 第5王朝の地方在住の州長官達の称号

州番号	州長官の名前	(称号)							王のピラミッドの神官	註番号	
		上エジプトの偉大な10人	王の諸事の長官	使節の長官	王の人民の長官	新しい村々の長官	要塞の長官	土地のリーダー			大地所の長官
9	カイエムネフェレット		×		×				×		1)
10	カイケンティ (妻イウフィ)	×	×	×	×		×	×	×	2)	
	(子)カイケンティ (妻ケントカウエス)	×	×	×	×		×				
15	セレフカイ		×	×		×		×		×	3)
	(子)ウルイルニ		×	×		×		×	×	×	
16	カイウヘム		×	×	×		×	×			4)

- 註 1) Petrie, *Athribis*, London, 1908, pls. 1-5.
 2) Mackay, Harding & Petrie, *Bahrein and Hemamieh*, London, 1929, pp. 31-5, pls. 9-28.
 3) Davies, *Shikh Said*, pls. 4-17.
 4) *LD II*, 110h ; *LD Text II*, pp. 61-2.

表2 第6王朝の州長官達の称号

州番号	州長官の名前	(称 号)											注番号						
		宰相	世襲貴族	伯	王の諸事の長官	唯一の友	下エジプトの王の尚璽官	秘密の長官	上エジプトの偉大な10人	州の(某州の)大首長	新しい村々の長官	上エジプトの長官		上エジプトの大麥の長官	穀倉長官	2つの銀の家の長官	地所の管理者	神官長	王の・王のピラミッドの神官
2	イシ (子)メリレネフェル ・カル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1)	
3	ヘテブ			×					×								×	2)	
4	ウニスアング								×		×		×					3)	
	セニイケル		×	×														4)	
	イヒ						×				×		×					5)	
	ケンティ				×	×	×		×				×					6)	
6	イドウ1世			×		×	×	×	×		×						×	7)	
	イドウ2世					×	×	×	×		×						×	8)	
	チャウティ					×	×	×	×		×						×	9)	
	メニ					×	×	×	×		×						×	10)	
7	チャウティ		×	×		×	×	×	×		×						×	11)	
	(子)イドウ・セネニ		×	×		×	×	×	×		×						×	12)	
9	カイヘブ・チェティ		×	×		×	×	×	×		×		×				×	13)	
12	イビ		×	×		×	×	×	×		×		×	×	×	×	×	14)	
	(子)ジャウ・シエマイ		×	×		×	×	×	×		×		×	×	×	×	×	15)	
	(孫)ジャウ			×		×	×	×	×		×		×	×	×	×	×	16)	
	(上記3人は第8州の 州長官でもある。)																		
14	ニアングペビ・セベク			×		×	×				×		×	×			×	}	
	ヘテブ・ヘビケム																		}
	(子)ペピアング・ヘニケム	×		×		×	×				×		×				×		
	(子)ペピアングヘリイ ブ・ネフェルカ・ヘニ	×	×	×		×	×				×		×				×	17)	
	(孫)ヘビケム					×	×				×						×	18)	
15	テティアング					×					×						×	19)	
	・イイエムヘテブ																		
	(子)メルベビ					×	×				×		×				×	20)	
	(孫)ウルウ・イイウ			×		×	×				×		×				×	21)	

- 註 1) Alliot, *Tell Edfou* 1933, p. 8 ff., 22 ff. ; *id.*, *BIFAO* 37, p. 93 ff. ; *PM V*, pp. 201-2.
 2) Daressy, *ASAE* 17, p. 130 ff. ; *PM V*, p. 200.
 3) Vandier, *Mo'allā*, p. 186 "Inscription 5" ; Schenkel, *MHT*, p. 48.

- 4) Saleh, M., 'The tomb of Wnjs-ankh at Qurna', *MDAIK* 26, 1971, p. 199 ff. Tf. 70-7; *id.*, *Three old kingdom tombs at Thebes*, Mainz, 1977, p. 12.
- 5) Gardiner & Weigall, *Private tombs of Thebes*, 1913, p. 32; *PM I*, part 1, p. 291.
- 6) Newberry, *ASAE* 4, p. 97 ff.; *PM I*, part 1, pp. 291, 293.
- 7) *PM I*, part 1, p. 445.
- 8) Fischer, *Dendera*, p. 93.
- 9) *ibid.*, p. 101; Petrie, *Denderah I*, pl. 6.
- 10) *ibid.*, pp. 103, 175; Petrie, *Denderah I*, pl. 7.
- 11) Petrie, *Denderah I*, p. 107.
- 12) Montet, 'Les tombeaux dits de Kasr-el-Sayad', *Kemi* 6, 1936, p. 84 ff.; *PM V*, pp. 121-2.
- 13) *ibid.*, pp. 110-3; *Urk. I*, pp. 115-7; *PM V*, p. 119.
- 14) Newberry, *AAA* 4, p. 114; *CGC* 28004.
- 15) Davies, *Deir el Gebrâwi*.
- 16) Blackman, *Meir V*, p. 1 ff. pls. 1-14.
- 17) *id.*, *Meir IV*, p. 1 ff.
- 18) *id.*, *Meir I*, p. 6; *V*, p. 57.
- 19) Davies, *Sheikh Said*, p. 31 ff. pls. 27-30.
- 20) *ibid.*, p. 27, pls. 21, 24.

表3 第1中間期の州長官達の称号

州番号	州長官の名前	(称号)							王の・王のピラミッドの神官	註番号	
		宰相	世襲貴族	伯	唯一の友	下エジプト王の尚璽官	某州の大首長	上エジプト長官			上エジプトの大麥の長官
2	クウ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1)
3	アंकティフィ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2)
4	イニイテフ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3)
5	ウセル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4)
6	チャウティ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	5)
6	ニイブネスウト・ベビ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6)
	シエンセチ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	7)
	アプイフウ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	8)
8	ゲギ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	9)
	クイバウリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10)
	チェメレリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	11)
	ハギ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	12)
9	カイヘブ・チュティイケル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	13)
	(子)ケニアंक・ケニ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14)
	ヘルウイ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	15)
10	不明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	16)
12	ヘムレ・イシ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	17)
	(弟)ヘンク・イイ……フ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	18)
	(子)ヘンク・ケテティ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	19)

- 註 1) Alliot, *Tell Edfou 1932*, p. 2 fig. 1 ; Daressy, *ASAE 17*, p. 139 Nr. 6 ;
Alliot, *Tell Edfou 1933*, p. 2 fig. 1.
2) Vandier, *Mocalla*, p. 185.
3) Fischer, *Dendera*, p. 200 fig. 39 ; CGC 20009 ; Clère & Vandier, *Textes de la première période intermédiaire et de la XI^{ème} Dynastie*, Brussels, 1948, p. 8 § 13.
4) CGC 1442 ; Fischer, *Coptite Nome*, p. 43 ff. pl. 13.
5) Fischer, *Coptite Nome*, pp. 47-8 pl. 14.
6) Petrie, *Dendereh I*, pls. 11, 13 ; II, pl. 11a ; Fischer, *Dendera*, pp. 114-9.
7) Petrie, *Dendereh II*, pl. 7a ; Fischer, *Dendera*, p. 120.
8) Fischer, *Dendera*, p. 203-5 fig. 40 ppl. 24.
9) CGC 70-5, 1455 ; Fischer, *JAOS 74*, p. 29 ff.
10) Fischer, *JAOS 74*, p. 30 ; Jéquier, *La pyramide d'Oudjebten*, Cairo, 1928, p. 28 ; Fischer, *Dendera*, p. 20 Anm. 88 ; Maspero, *MMAF 1*, p. 199.
11) Peck, *Naga-ed-Dêr*, p. 56 ff.
12) Fischer, *JAOS 74*, p. 33 Anm. 64.
13) Newberry, *AAA 4*, pp. 116-8.
14) *ibid.*, p. 116 ff., 119.
15) *ibid.*, p. 105.
16) CGC 1646.
17) Kees, 'Der angebliche Gauname "Schlangenberg"', *MDAIK 20*, 1965, p. 102 ff. ; Davies, *Deir el Gebrâwi II*, p. 27 ff. pls. 23-6.
18) Davies, *Deir el Gebrâwi II*, p. 27 ff. pls. 23-6.
19) *ibid.*, pp. 31-3 pls. 27-8.

表 4 勅令の受取人達 (Goedicke, *Königliche Dokumente* より)

勅令の略称	ダハシジュール	コプトスB	コプトスG	コプトスD
治世	ペピ1世王治世第42年播種季第3月	ペピ2世王治世第23年収穫季第2月28日	ペピ2世王	ペピ2世王
対象	スネフェルウ王の2つのピラミッド市「スネフェルウは輝く。」	コプトスのミン神殿	ミン神殿内の王像と王の葬祭財団「ミンはネフェルウカレを繁栄させる。」	左に同じ
受取人	宰相 某 仕事の長官 メル プタハメリレ 地方行政官 イヒ ケント 王宮のケンティシ ユ達の長官 ウニ 神の供物の財産目 録の長官 ケヌ 唯一の友 イヒエ ムベルメリレ 税務庁長官 メリ メジャイ・イアム ・イレチエト地方 の隊商隊監督官	ピラミッド市の長官、宰相、王の文書の書記長 ジャウ 伯、上エジプト長官 クイ 神官長 神官の監督官 コプトス州の herjw-tep	伯、上エジプト長官、神官長 某	伯、唯一の友、神官長 某

表5 コプトス勅令の受取人とその内容

(Goedicke, *Königliche Dokumente* より)

勅令の略称	発 布 者	受 取 人	内 容
コプトスI	ネフェルカウヘル王 (第8王朝5代目)	神の父, 神に愛される者, 世襲貴族, 王の養子, ピラ ミッド市の長官, 宰相, 上 エジプト長官, 神官長, ミ ン神の着衣神官 シェマイ	シェマイを上エジプ ト22州に対する上エ ジプト長官に任命
コプトスO	同	上 伯, 神官長 イディ	イディを上エジプト 最南7州に対する上 エジプト長官に任命
コプトスM	同	上 神の父, 神に愛される者, 世襲貴族, 王の養子, ピラ ミッド市の長官, 宰相, 上 エジプト長官, 神官長, ミ ン神の着衣長官 シェマイ	イディの任命をシェ マイに通知
コプトスQ	同	上 —	イディの兄弟をミン 神神殿の神官職に任 命
コプトスJ	同	上 神の父, 神に愛される者, 世襲貴族, 王の養子…… シェマイ	シェマイの妻ネビト の称号に関する規定
コプトスK		神の父, 神に愛される者, 世襲貴族, 王の養子, ピラ ミッド市の長官, 宰相, 王 の文書の書記長, ミン神の 着衣神官 シェマイ	シェマイと妻ネビト の葬祭儀式に関する 規定
コプトスR	デメジイプタウイ王 (第8王朝最後の王)	神の父, 神に愛される者, 世襲貴族, 王の養子, ピラ ミッド市の長官, 宰相, ミ ン神の着衣神官 イディ	イディの葬祭財団に 関する規定

表6 ピラミッド市で神官職を保持した官僚達 (Helck, MDAIK 15より)

		(王又は王のピラミッド)								
職種	官僚の名前	ウセルカフ	サフレ	ネフェルイルカレ	シエプセスカレ	ネフェレフレ	ニウセルレ	メンカウヘル	イセシ	ウニス
		×	○	△						
行政官僚及び司法官僚	ウルクウ			×						
	カエムネフ		×	×			×			
	セネヌア	×								
	セネジエム	×					×			
	ネフェムイ		×							
	セドエム					×	×			
	ヘテプヘル				○					
	セケムカと						×		×	
	息子セシエム						×		×	
	ドウアハピ	×					×		×	
セシエム							×		×	
カドゥネス							×		×	
アケティヘテプ							×		×	
ジャジャエム							×		×	
ジャエム		○	○							
息子ヘム		△	×				×			
インプウヘテプ		△					×			
父イテ							×			
歌手	イティ		×	×			×			
	ニマトレ						○			
理髪師	ネフェルス							○	×	
	ニアンク	×		×						
	息子レシエ	×		×						
	カハピ	○								
	ネンケフ	○	○							
	カバウ		×	×		×	×			
	ニマト			×						
	アネク					×		×		
	ネケト						×			
	ネフェル							×		
マア								×		
イトウ								○		
ケンティシユ局の官僚	メルヘル								×	
食料供給者	ネフェル		×	×		×				
	ネケト		○							
	カエム		○		△					
	カセヘテ		○							
	イフエ	○								
国庫の官僚	アネク		×				×			
	ニカ		×							
	ドウ		×				×			
	セヘ							×		

表7 ギザに埋葬された官僚達の地所リスト
(Jacquet-Gordon, *Domains* より)

		(王の地所)														
		本人の地所の総数	他人の私設財団	スネフェルウ	ジェデフ	メンカウレ	シエセルカフ	ウセルカフ	サフ	ネフェルカレ	シエフェル	ネフェル	メンカウレ	ニウセル	イウセル	テニス
第4王朝	イアブテト	24	0	2	1											
	クフカフ	9	0	0		9										
	アヌクカフ	5	1	0												
	メレスアング2世の夫	4	0	0		1										
	ウネシエト	6	0	2												
	ウヘムネフェレト	4	0	2												
	ジェデフミン	11	0	0		7										
セケムアング	12	0	0		6											
ニカウレ	16	0	0		2	13										
メルスアング3世	13	0	0		11	1										
第5王朝	セケムカレ	18	0	0			14									
	ネプエムアケト	10	0	0			8									
	メルイブ	16	0	0		8										
	ヘメトレ	10	0	0			7									
	セシエムネフェル1世	10	1	3		1										
	カネフェル	18	2	2		3	1	1								
	セシエムネフェル2世	13	0	2												
	ネチエルプウネスウト	17	0	0		1										
	ニカネスウト	30	2	12		2	1									
	セシヤトヘテプ	5	0	0		3										
	チェンティ	15	2	0		1										
	ネスウトネフェル	11	0	1												
	アヌクカフ	5	1	1			2									
	レウル	13	1	0			4	1	1							
	セシエムネフェル3世	35	8	0		2	5			5	5	1				
	セイメリ	10	3	1		2			1	1	1					
クフカフ2世	12	0	0		2							1				
カイエムネフェレト	64	63	0													
アヌクマレ	10	5	0													
ヘムウ	2	0	0										1	1		
セネジエムイブ・インティ	36	1	0					1	2	2			3	3	14	
セネジエムイブ・メヒ	23	0	0						2				1	2		
ニヘテプアタハ	5	3	0												1	
第6王朝	セネブ	8	5	0												
	セシエムネフェル4世	16	0	0					1				1	11		
	ケネムネティ	18	0	0												510
	セシエムネフェル・チェティ	6	5	0												
	セネフェリ	9	5	1												
イチ	4	0	0											1	2	

表8 サッカラに埋葬された官僚達の地所のリスト
(Jacquet-Gordon, *Domains* より)

		(王の地所)												
		本人の地所の総数	他人の私設財団	スネフェルウ	ジエカフ	メンスカフ	ウセルカフ	シエセルカフ	ネフェルサカレ	シエネフェル	メニウセル	ウカウヘル	イセシ	テニステイ
官僚の名前														
第4王朝	メチエン	3	2	0										
	ペフェル	16	4	3										
	カタブ	8	2	0										
第5王朝	ペルセン	10	0	1	1	1								
	セヌア	14	12	0										
	ノンケフ	16	6	0				2	3					
	ジャジャエム	11	11	0										
	ネフェルイ	10	10	0										
	レテネフ	10	10	0										
	アクヘテブ	9	9	0										
	ケヌウ	20	20	0										
	プタハシエ	2	2	0										
	プセス	22	20	0										
	カイエム	22	0	0										
	ティ	108	76	0										
	ペヘヌウ	56	29	5					2	3				
	レシエ	10	7	0										
	プセス	9	8	0										
カイブ	16	16	0											
ペルネブ	6	5	0											
カイブ	12	10	0											
プタハ	34	20	0		1		2	2	2		2	2	1	
1世	43	2	5		2		1	2	3		2	2	12	
アクティ	3	3	0											
ヘテブ	20	1	3		2	1		1	1		1	6		
2世														
第6王朝	ニア	8	5	0										
	クプタハ	8	4	0										
	セシエム	7	0	0									2	
	ネフェル・ヘバ	18	0	1								1	5	8
	アングマ	6	6	0										
	ヘル・セシ	8	0	0		1						2	1	4
メレルカ	40	1	4					1		1			9	
セシエ	10	0	0										4	
ジュセシエト														
(メレルカの妻)														
メフ	40	1	4										9	
2世	10	0	0										4	
カイリ														

表9 王の地所の名前
(Jacquet-Gordon, *Domaines*, fig. B・C より)

王の地所	神名を伴 わな いもの (A)	神名を伴 うも の (B)	% ($\frac{B}{A+B}$)
スネフェルフ	55	0	0
クフ	56	5	8.2
ジュデフレ	5	0	0
カフレ	37	6	14
メンカウレ	1	0	0
シエプセスカフ	1	0	0
ウセルカフ	10	5	33.3
サフレ	29	7	19.4
ネフェルイルカレ	10	5	33.3
シエプセスカレ	0	3	100
ニウセルレ	9	16	64
メンカウヘル	7	3	30
イセシ	23	31	57.4
ウニス	54	64	54.2
テティ	18	29	61.7
ペピ2世	31	55	64

表10 第4王朝の地所の名前の中で言及された神々
(Jacquet-Gordon, *Domaines*, fig. B・Cより)

神名	(王の地所)		自 生 然 の 発 村
	ク フ	カ フ レ	
イアケス			1
イウスアアス			2
バネブジュエト			1
メヌ(ミン)	1		
ネブテト			1
ネテエル		2	
ネテエルウ	1	1	
レーア(レー)	2		
ヘムテト			1
ヘル(ホルス)	1	3	
ヘルチェヘヌカア			1
ケネム(クヌム)			4
ケネメト			1
セベク(ソベク)			2
ジュエフティ(トト)			1
ウアジュエト		1	

※ () 内の神名はギリシア名

表11 第5王朝の地所の名前の中で言及された神々
(Jacquet-Gordon, *Domaines*, fig. D より)

		(王の地所)						自然発生 の村
神名	ウセルカフ	サフレ	ネフェルイルカレ	シエプセスカレ	ニウセルレ	メンカウヘル	イセシ	
ウアジエト	1						2	
ウプアウト	1							
ネチエル	1	1						
セテク(セト)	1							1
パウイ		1					1	
パテフ(プタハ)		2			2		4	9
ヘビ		1						
ヘトヘル(ハトホル)		2					1	8
インプウ(アマビス)			1		1		5	4
パウイウヌ			1					3
ペセジエト(9柱神)			1					2
ネクベト			1		1		1	
セベド			1					1
バステト					1		1	
マアト				2	2		6	
ヘル(ホルス)	1			1	1		3	2
ネチエルウ				1	1			2
レーア(レー)					9		4	3
マティト						1		
ヘルケマア						1		
セシヤト						1		
ネベトパー						1		
ヘルメセン						1		1
ヘカ						1		1
ケンティチェネト						1		2
セケル(ソカル)						1		3
キス						1		
ジエフティ(トト)						1		
アク								1
インディフ								1
アハ								1
ウク								2
バネブジェデト								1
ベネン								1
ベト								1
メヌ(ミン)								1
ヘルイミシエヌウト								2
ヘルヘフネト								1
ヘリシエフ								1
ケンティイアウテフ								1
ケネム(クヌム)								4
セクメト								1
セケティ								1
シエプセス								3
チェン								2
ジエセルテプ								1
イアウテト								
イウンムウテフ								1
アンティ								2
ベヌ								1

(次頁へ続く)

(前頁より)

	ウセルカフ	サフレ	ネフェルイルカレ	シエプセスカレ	ニウセルレ	メンカウヘル	イセシ	ウニス	自然発生の村
ネット(ネイト)									1
ヘムテト									1
ヘルアハフ									1
ケペレル									1
セベク(ソベク)									1
シエセク(?)									1

表12 第6王朝の地所の名前の中で言及された神々
(Jacquet-Gordon, *Domains*, fig. Eより)

神名	テティ	ペピ2世	自然発生の村	神名	テティ	ペピ2世	自然発生の村
アク	1			ジェフティ(トト)	1		
ウアジュト	1			インプウ(アヌビス)		1	
ウク	2			ウル		1	
パネプジュエドト	1			ウシル(オシリ)		5	1
パウイウヌ	2	3		メンチュ		1	
バステト	1	4		メヒト		2	
ベヌ	1			ネプタ		1	
ペテフ(プタハ)	7	15		ネクベト		1	
メヌ(ミン)	1	3		ヘブ		1	
レーア(レー)	1	1		ヘル(ホルス)		3	
フウレキト	1			ヘトヘル(ハトホル)		4	
ヘルチュエルティ	1			ケンティシエケク		1	
ヘカ	2			セケティ		1	
ケヌム(クヌム)	3	1	1	シエセム		2	
ケルティ	1	1		マアト			1
セベク(ソベク)	1						

参考資料

1. スネフェルウ王のピラミッド市のためのペピ1世王の勅令(ダハシュール) (ペルリン, 所蔵番号17500)

ホルス・メリタウィ, 第21回家畜調査の年, 播種季第3月。

王は…宰相…, 仕事の長官メルプタハメリレ, 地方行政官イヒケント, 王室のケンティシュ達(シュ)の長官ウニ, 神の供物の財産目録の長官ケヌ, 唯一の友イヒエムペルメリレ, 税務庁長官メリ, メジャイ・イアム・イレチュエト地方の隊商隊監督官…に命じた。

ピラミッド「スネフェルウは輝く。」の中の上・下エジプト王スネフェルウ(に関して)。

陛下は彼のためにこのピラミッド市を王家のあらゆる労働の遂行からも, 王都のあらゆる租税からも, あらゆる人々の命令に基づくあらゆる労働義務からも, あらゆる人々の命令に基づく賦役からも永遠に免除することを命じた。

陛下は彼のためにこのピラミッド市の全てのケンティシュ達を, 海路・陸路, 上流・下

流へのあらゆる使者の派遣からも免除することを命じた。

陛下はこの2つのピラミッド市のあらゆる耕地も、ピラミッド市のケンティシュ達による以外は、あらゆる王妃、あらゆる王族、あらゆる高官の隸農の生計として耕作させてはならないと命じた。

陛下はこのピラミッド市のあらゆる耕地も、あらゆる友好的なヌビア人の取り立てとして耕作させてはならないと命じた。

陛下はこの2つのピラミッド市の土地台帳に登録されている、あるいは登録されるであろうあらゆる外国人を、彼がかつて属したいかなるエジプト人あるいはあらゆる友好的なヌビア人によっても連れさらされてはならないと命じた。彼らは彼らに対してこの要求をもってはならない。

陛下はこのピラミッド市で納税義務のある者が、djeha の従属者の娘あるいはネケル牛の飼料を使ってはならないと命じた。

陛下はあらゆる人々を誰もピラミッド地域で掘るためにつれてきてはならないと命じた。このピラミッド市のイカウヘルの座は神聖なので。

陛下はこのピラミッド市の水路、池、井戸、ホース、樹木を（課税のために）数えてはならないと命じた。

陛下はあらゆる友好的なヌビア人も、このピラミッド市でとりたてを行なうために出かけてはならないと命じた。

陛下はあらゆる友好的なヌビア人もこのピラミッド市の至聖所に、神官であるために、月番勤務を行なうために、配当を食べるために入ってはならないと命じた。

陛下はこのピラミッド市の全ての収穫の配分は、このピラミッド市の配分規定に従ってなされると命じた。

陛下はこのピラミッド市の全てのケンティシュの補充は、このピラミッド市の土地台帳に登録されている全ての人々の子供から徴募されると命じた。

しかし、他のピラミッド市に居住しているあらゆる人々に、汝はあらゆる土地も、神官職の禄あるいは財産も与えてはならない。

しかし、汝はこのピラミッド市のあらゆるケンティシュの神官職を、あらゆる他人の言葉に基いてではなく、命じられたことあるいは通知を受けたことのみ基いて与えよ。

陛下はこのピラミッド市の保護のためにこれらを行なった。こうしてこのピラミッド市において、このピラミッド市「スネフェルウは輝く。」の中の上・下エジプト王スネフェルウのために祭儀、毎月の供物、神への供物が執行されるだろう。上（下エジプト王メリレ）、彼が（永遠に）生きますように、の生命・（健康・繁栄）（のために）。

陛下の面前で封印された。

2. コプトスのミン神神殿のためのネフェルカレ・ペピ2世王の勅令（コプトスB）

（カイロ、所蔵番号41893）

ホルス・ネテリカウ、第11回の家畜調査の次の年、収穫季第2月28日。

王はピラミッド市の長官かつ宰相かつ王の文書の書記長ジャウ、伯かつ上エジプト長官

クイ、神官長、神官の監督官、コプトス州の高官達に命じた。

コプトス州のコプトス市のミンの神官長と神官の監督官、ミン神殿の地所の全ての従属者達、ミンの随行と日番勤務の官吏達、この神殿あるいは当地にある神殿の労働者達と左官達 (に関して)。

陛下は彼らを王の羊のおり、王宮の牛の牧場、ろばの牧場、小牛の牧場の中におくことあるいは王の官庁で査定されたあらゆる租税や義務労働も永遠に禁じた。彼らは上・下エジプト王ネフェルカレ、彼が永遠に生きますように、のために命令により今日新たに免除される。

王の徵募、土地管理、書類、封印された文書のファイルの官庁のために彼らの徵募を行なう上エジプト長官に関して。彼らを王家のあらゆる労働につかせること、それは謀反行為への加担である。

王の命令、土地管理、書類、封印された文書のファイルの官庁のためにもたらされた命令に従って彼らを徵募するあらゆる首長、上エジプトの偉大な10人、上エジプトの労働班の長官、使節の長官、王の諸事の長官、水夫達の長官 (?), 王の人民の長官に関して。彼らを王家のあらゆる労働につかせること、それは謀反行為への加担である。

高官達にもたらされた後、人がそれに従って行なうように上エジプト長官にもたらされるその地域に対する命令に関して。陛下は彼がこの神殿の神官として担当者の名前を除去するように命じた。

命令を保持したり、命令を記したりするあらゆる高官、王の文書係、耕地の書記長、封印された文書の書記あるいは担当者 (に関して)。コプトス州のコプトス市において神官長、神官の監督官、官吏、ミンの従者とみはりの女達、ミン神殿の地所のあらゆる従属者達、ミンの労働者達と左官達の名前を王家のあらゆる労働に定めること、それは謀反行為への加担である。

そのように上・下エジプト王ネフェルカレ、彼が永遠に生きますように、は命じた。

コプトス州のコプトス市でのミン神殿の門の建設の時に、堅固な石灰岩製の碑板に記されるこの命令に関する文書もたらされる。こうしてこの地域の官吏達は、彼らがこれらの神官達を王家のあらゆる 仕事のために 永遠に連れていってはいけないことを認識する。

この上エジプトで行なうことを命じられるあらゆる労働の負担・運搬という形で王の労働への義務を行なうために、王の命令が上エジプトに対して示されるよう高官達に対して言われたことに関して。一方この命令において、「この上エジプトにある免税された都市においてあらゆる免役をしてはならない。」と言われる。陛下はコプトス州のコプトス市のミン神殿のあらゆる人々が、この上エジプトで行なわれる負担、運搬あるいはあらゆる労働へのあらゆる義務を行なうことを禁じた。

上・下エジプト王ネフェルカレ、彼が永遠に生きますように、は永遠にコプトスのミンのために彼らの免役を命じた。

陛下はさらにコプトスのミンのための彼らの免役のために、昔の王の命令を遂行することを奨励する。汝はそれに従ってふるまうべし。しかし陛下はあらゆる高官の密使が、ミン神殿のあらゆる Kôm(?) に出かけることを禁じる。

上・下エジプト王、彼が永遠に生きますように、に誓って、汝はコプトスのミンのための汝の勤務の遂行以外に、あらゆる仕事をうけてはならない。ネフェルカレが望むことはこの命令の原文に従った行ないである。

そしてさらにこの命令の原文に従わずにふるまうあらゆる高官や官吏は、陛下によって行なうことを命じられたあと、「ホルスの広間」につれていかれる。そして陛下は彼らがピラミッド「ネフェルカレは堅固であり、かつ生きる。」において、永遠に神官であることを禁じる。

さらにこの神殿の神官職のために設立されたあらゆる耕地と耕作権に関して。陛下はコプトスのミンの財産に相應して、彼らの免役が今日上・下エジプト王ネフェルカレ、彼が永遠に生きますように、のために、命令により更新されることを命じた。

王の面前で封印された。

3. カエムネフェレットの葬祭儀式に関する規定（カエムネフェレット）—ギザ出土の第5王朝時代の碑板

（カイロ、所蔵番号1432）

彼がまだ唯一の友、王のために毎日宮廷の勤務を遂行した第一の nekhbjt として彼の足の上で生きていた時、唯一の友、第一の nekhbjt、ドゥアヘルケンティベトの adj-mer（…カエムネフェレットは次の処置を）行なった。財団の葬祭神官が私のために、私がこれに関して行なった全ての順序（に従って）葬祭供物を用意する間、私は（子供達、兄弟、姉妹、管理人達の子孫に命令権を与えない。葬祭神官の副監督者（あるいは葬祭神官）は（耕地）、人々そして私が彼らに譲渡したあらゆるもの（に関して）、私のための葬祭供物をその中から入手する。彼ら、彼らの子供達あるいは兄弟・姉妹が（このネクロポリスで、即ち）墓地ウルカフレにある（私の）墓の（中で）、葬祭供物に関して勤務の義務がある限り。（私が彼らに葬祭供物のために）譲渡した全ての物品、耕地、人々の分配に従って。

私は葬祭財団の神官達に、（私が私のための葬祭供物のために）、その中から彼に（譲渡したもの）、耕地、人々を誰かに賃貸したり、あるいは遺言によって誰かに譲渡する命令権を与えない。彼が（優れた息子に）彼の相続分であるものを葬祭神官の官職と共に与える時以外。だから彼はこれらの葬祭神官達の下にとどまる。

王が私に（私の）扶養のために与えた私の葬祭供物（から、何かを）乱したり（減らしたりした）葬祭財団の葬祭神官に関して。（彼が属する労働班のために）彼の地所の中にある相続分が彼からとりあげられる。

彼の地所にある相続分を没収するために、（彼の同僚に対して訴訟をおこし、一方）葬祭神官職からの彼の排除のために訴訟書を作成する葬祭財団の葬祭神官に関して。彼からは畑、人々、私が彼に私のための葬祭供物のためにその中から与えた全ての物品がとりあげられる。ネクロポリス即ちウルカフレにある私の墓の中で、その中から私のための葬祭供物のために（私が）葬祭財団の葬祭神官達に（与えた）全ての物品、耕地、人々に関して、役所に対して争うことの禁止のために、彼に最後が準備される（役所が）ここに

(あるだろう)。

役所に対する他の勤務のために出かけた 葬祭神官達 (に関して)。役所が許すならば彼は他の勤務に出かけるべきである。彼の地所の中にある相続分は彼が属する労働班に属する。(私は) 耕地, 人々そして私が彼らに (ネクロポリスすなわち ウルカフレにある) 私の墓の中で, その中から 私のための 葬祭供物のために譲渡したあらゆる物品から, (何かを奪うことを許さない)。

王が私の扶養のために私に与えたこの耕地に関して, (それは) ネクロポリスでその中の私のための葬祭供物のために (この葬祭神官達に属する)。

私が彼らに与えたものから供給される物品に関して, (それらを 調整する 場所で分配すべきである。(この労働班のメンバーの 扶養への配当分は 10分の1 である。これらは) ネクロポリスで (墓地) ウルカフレにある私の墓の中で, その中から私のための葬祭供物のために (そして) 扶養 (のために葬祭神官達に譲渡されるべきである)。

王が私に私の扶養のために与えた私の葬祭財団の (村々に関して), それらは配置に従って私の葬祭供物のために免税される。…ネクロポリス即ちウルカフレにある私の墓の中で, ここで私のための葬祭供物をつくる葬祭財団 (の葬祭神官達と耕地と人々) と私が彼らに譲渡した全ての物品 (と共に)。

供物寄進の葬祭財団に関して, 神官勤務のために…が実行される。

4. パレルモ・ストーン

(パレルモ博物館)

ネフェリルカレ王

ホルス・ウセルカウ, 上・下エジプト王, 二女神のお気に入り, カウエムセケムウ…

治世第1年

第2月7日。

神々の誕生。

両国の統一。

周壁の巡回。

上・下エジプト王ネフェリルカレは彼の記念として (以下の神々) のために寄進した。

セマトの家の…にいる九柱神: …にあるネフェリルカレの家の監督下にある「九柱神に愛されるネフェリルカレ」と呼ばれる市の…スタットの土地。

ヘリオポリスの魂達とケルアハの神々: 「ヘリオポリスの魂達に愛されるネフェリルカレ」と呼ばれる市の…スタットの土地。ヘリオポリスの2人の神官長, 神官達, 彼の家の官僚達の監督下にある…東ケント州 (第14州) の251 (+α) スタットの土地。……。

レー: 祭壇

ハトホル: 祭壇, …, 210の神聖な供物, 203のパンとビールの供物, 農奴……がつくられた。

イヒのためにメロスネフェルの中にあるいちじくの女主人ハトホルの家に奉ぜられた像が合金でつくられた。

テプヘトのレー：彼のために……………のようなことがなされた。

3 キュービット……………。

……………。

※1と2は Goedicke の *Königliche Dokumente* に基いて、3は同著者の *Rechtsinschriften* に基いて、4は Breasted の *Ancient Records of Egypt*, New York, 1962 に基づいて筆者が拙訳を試みたものである。

<付 記>

本稿のもととなった1985年の修士論文では、古代エジプト語の箇所は特別の音訳方法を使って表記したが、本誌掲載に際して、印刷の都合上、それらをできるだけ日本語訳に直し、どうしても訳せない語はアルファベットの組合せにより表記した。註の中にあらわれた古代エジプト語も同様である。無理な日本語訳も多数あると思われるが、読者の方々には寛容な御理解をお願いする。

行政の研究に関して、昨年冬には Strudwick, N. の *The administration of Egypt in the Old Kingdom : The highest titles and their holders* という1冊が出版された。同書は古王国時代の中央行政の中で最も重要な6つの官職、すなわち「大法廷の長官」、「王の文書の書記長」、「仕事の長官」、「穀倉長官」、「宝庫長」、「宰相」の職務範囲を調べようとしたものであり、従来の称号の比較研究からより一歩進んだものとなっている。また同書はデータ分析に際してコンピューターを活用しており、これはこの方面の研究では初めてではないかと思う。コンピューターの登場は絶望的な資料の整理から総合研究を可能にし、古代エジプト社会の解明に非常に役立つものと思われる。筆者の遅々とした研究に対し、欧米では着実にエジプト学が進んでいるのを痛感させられる今日である。

(関西大学大学院聴講生 [REDACTED])

関西大学史学・地理学会

昭和59年度収支決算報告書

収 入	2,021,967円	支 出	2,021,967円
前年度より繰越	559,259円	事 務 費	71,437円
会 費	1,327,000円	史学・地理学会大会費	113,828円
寄付 (松浦・蘭田先生)	20,500円	史 泉 60, 61号	869,000円
史 泉 売 上	31,500円	郵 送 料	63,420円
レジュメ売 上	14,000円	振込用紙ほか印刷代	35,490円
利 息	34,021円	事 務 員 謝 金	112,080円
雑 収 入	35,687円	来年度への繰越	756,712円